

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月27日
【事業年度】	第28期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社エフオン
【英訳名】	EF-ON INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-4500-6450
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-4500-6450
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池 久士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (百万円)	12,218	13,144	13,258	16,949	17,473
経常利益 (百万円)	2,826	2,397	1,174	1,286	346
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,757	1,673	893	824	281
包括利益 (百万円)	1,757	1,673	893	824	281
純資産額 (百万円)	15,434	16,924	17,539	18,190	18,234
総資産額 (百万円)	39,847	45,603	47,241	45,718	45,262
1株当たり純資産額 (円)	712.89	782.22	816.26	846.57	853.77
1株当たり当期純利益金額 (円)	81.22	77.35	41.46	38.36	13.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	81.21	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.7	37.1	37.1	39.8	40.3
自己資本利益率 (%)	12.0	10.4	5.2	4.6	1.5
株価収益率 (倍)	7.3	12.9	13.2	14.7	31.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,829	4,079	2,775	3,673	2,578
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,702	6,120	4,245	1,542	630
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,571	3,040	708	2,292	745
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,931	4,931	4,169	4,008	5,210
従業員数 (人)	204	248	261	267	271
(外、平均臨時雇用者数)	(17)	(16)	(13)	(13)	(14)

(注) 1. 第26期における従業員数増加は、主にグリーンエネルギー事業における発電所勤務者の人員増強です。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 当社は第26期より「株式交付信託」を導入しており、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に「株式交付信託」が保有する株式を含めております。

4. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

5. 第26期、第27期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2020年 6 月	2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月
売上高 (百万円)	6,010	8,370	3,426	1,837	2,752
経常利益 (百万円)	1,251	1,246	547	400	582
当期純利益 (百万円)	1,227	1,236	543	305	636
資本金 (百万円)	2,292	2,292	2,292	2,292	2,292
発行済株式総数 (株)	21,638,199	21,636,579	21,635,819	21,635,439	21,635,189
純資産額 (百万円)	9,153	10,206	10,470	10,603	11,002
総資産額 (百万円)	16,878	20,812	23,539	12,647	13,006
1株当たり純資産額 (円)	422.62	471.71	487.30	493.48	515.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	8 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)	8 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	56.73	57.13	25.22	14.24	29.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	56.72	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	54.2	49.0	44.5	83.8	84.6
自己資本利益率 (%)	14.3	12.8	5.3	2.9	5.9
株価収益率 (倍)	10.5	17.5	21.7	39.6	13.9
配当性向 (%)	14.1	14.0	31.7	56.2	26.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	32 (6)	34 (5)	26 (2)	28 (2)	26 (3)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	75.1 (103.1)	126.8 (131.3)	71.4 (129.4)	74.5 (162.7)	56.5 (204.3)
最高株価 (円)	898	1,429	1,241	736	600
最低株価 (円)	385	565	509	471	385

- (注) 1. 最高株価及び最低株価は、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場におけるもの、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 当社は第26期より「株式交付信託」を導入しており、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に「株式交付信託」が保有する株式を含めております。
4. 第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
5. 第26期、第27期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1997年5月	東京都千代田区一番町16において、日本初のE S C O事業専門の会社として設立
2003年9月	本社を東京都中央区京橋二丁目9番2号に移転
2004年2月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社日田ウッドパワーを設立
2004年2月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社白河ウッドパワーを設立
2004年3月	経済産業省資源エネルギー庁に特定規模電気事業開始を届出
2004年8月	電力小売事業に関する子会社として株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントを設立
2005年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2005年4月	株式会社エナジーサービス・アセット・マネジメントの社名を株式会社フェスコパワーステーション滋賀に変更
2005年12月	省エネルギー支援サービス事業に関するメンテナンス事業会社として株式会社フェスコメンテナンスを設立
2006年10月	株式会社白河ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2006年11月	株式会社日田ウッドパワーにおいて木質バイオマス発電所の商業運転開始
2007年12月	株式会社フェスコメンテナンスを株式会社ファーストエスコを存続会社として合併
2008年1月	グリーンエネルギー事業における発電用燃料の収集を目的として株式会社バイオネンサービスを設立
2008年6月	本社を東京都中央区京橋二丁目10番2号に移転
2009年4月	電力ビジネス事業部門を新設分割し、株式を譲渡することで、電力小売事業から撤退
2010年4月	株式会社バイオネンサービスを、株式会社ファーストバイオスへ商号変更
2010年12月	日本テクノ株式会社に株式会社フェスコパワーステーション滋賀の株式全てを譲渡
2011年5月	本社を東京都中央区八重洲二丁目7番12号に移転
2011年6月	日本テクノ株式会社に株式会社白河ウッドパワーの株式50%を譲渡
2012年6月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー福島株式会社を設立
2012年7月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてソレイユ日田株式会社を設立
2012年8月	グリーンエネルギー事業に関する子会社としてアールイー大分株式会社を設立
2013年5月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電所の商業運転開始
2013年7月	日本テクノ株式会社より株式会社白河ウッドパワーの株式50%を取得、連結子会社化
2014年10月	アールイー福島株式会社を、アールイー鹿沼株式会社へ商号変更
2015年11月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2016年2月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2016年4月	「エフオン(EF-ON)」ブランドの発足 株式会社ファーストバイオスを、株式会社エフバイオスへ商号変更 株式会社日田ウッドパワーを、株式会社エフオン日田へ商号変更 株式会社白河ウッドパワーを、株式会社エフオン白河へ商号変更 アールイー大分株式会社を、株式会社エフオン豊後大野へ商号変更
2016年6月	ソレイユ日田株式会社において太陽光発電設備を譲渡
2016年7月	アールイー鹿沼株式会社を、株式会社エフオン壬生へ商号変更
2016年8月	株式会社エフオン豊後大野において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2016年10月	株式会社ファーストエスコを、株式会社エフオンへ商号変更
2016年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第五を設立
2017年4月	本社を東京都中央区京橋三丁目1番1号に移転
2017年11月	株式会社エフオン第五を、株式会社エフオン新宮へ商号変更
2018年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン大分を設立 グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン福島を設立
2019年1月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第六を設立
2019年11月	グリーンエネルギー事業に関する子会社として株式会社エフオン第七を設立
2020年1月	株式会社エフオン壬生において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2021年12月	本社を東京都千代田区丸の内一丁目9番2号に移転
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2022年8月	株式会社エフオン新宮において木質バイオマス発電所の商業運転開始
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場へ移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社、非連結子会社4社によって構成された総合エネルギー・サービス企業（E S C O = Energy Service Company）です。

当社グループは、顧客企業の省エネルギーを支援することを目的とした事業である「省エネルギー支援サービス事業」と再生可能エネルギーによる発電事業である「グリーンエナジー事業」を営んでおり、各事業の事業内容及び当社グループの各社の事業に係る位置づけは次のとおりです。

1) 省エネルギー支援サービス事業について

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

2) グリーンエナジー事業について

グリーンエナジー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注1）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I T（注2）の設備認定を受けたエフオン日田、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の木質バイオマス発電所が稼働しております。なお、2023年1月よりエフオン白河がF I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））（注3）に移行しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエナジー事業の中核を担っております。

（注1）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量的（mass）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。

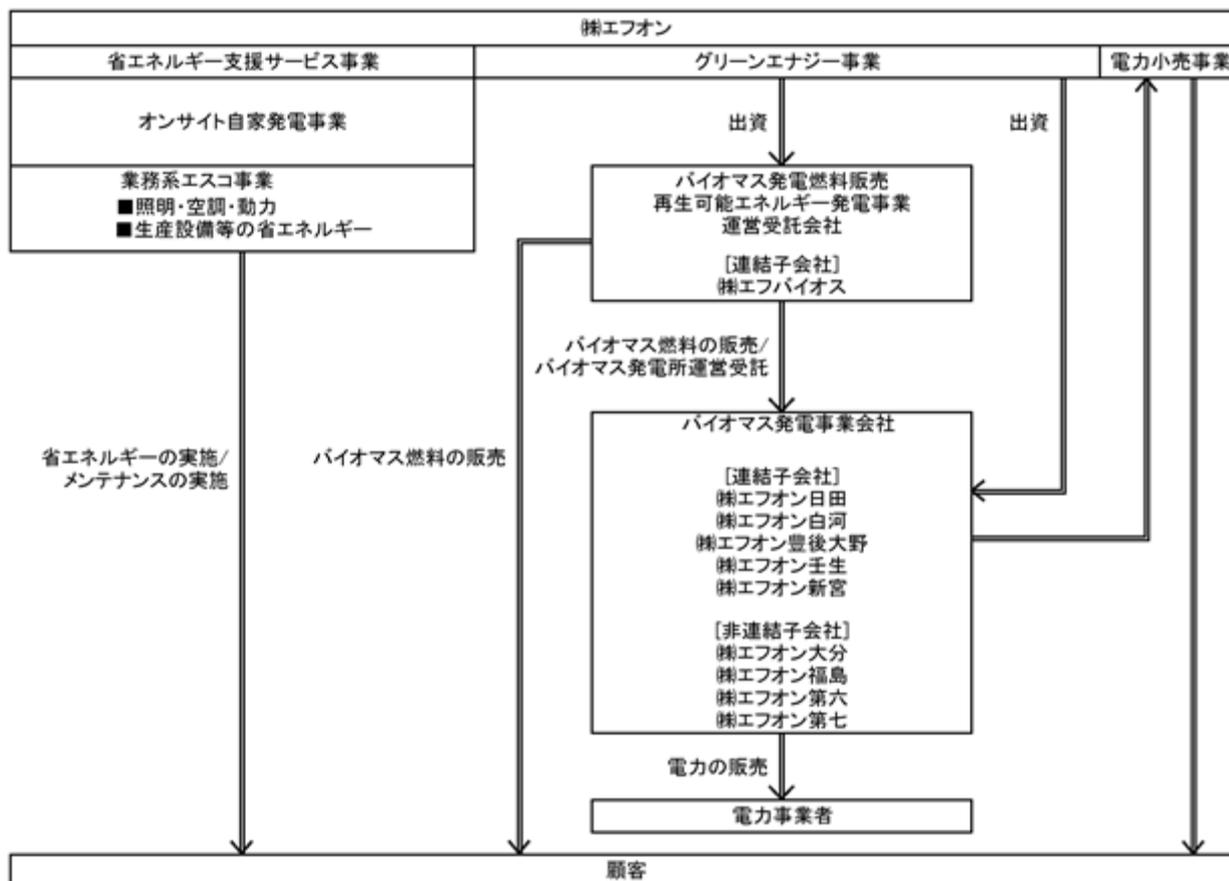
当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破碎した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

（注2）F I T...固定価格買取制度（Feed-in Tariff）

（注3）F I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））

再生可能エネルギー電気の導入促進を図るため2012年に施行されたF I T制度（固定価格買取制度 Feed-in Tariff）が電力市場とは切り離されていることから、電力の需要と供給のバランスにより価格が決まる電力市場の価格と連動した発電を促す制度として2022年4月に開始された制度。再生可能エネルギー発電事業者に対し市場価格とF I T価格との差額を一定の条件のもとプレミアム（補助額）として支給するもの。

当社グループにおける各事業と事業会社の関係は次のとおりです。
事業系統図（当連結会計年度における事業の状況）



4【関係会社の状況】

2024年6月30日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有)割合 (%)	関係内容
連結子会社 株式会社エフオン日田 (注)1,2	大分県日田市	495	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン白河 (注)1,2	福島県白河市	441	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務、借入債務被保証
株式会社エフオン豊後大野 (注)1,2	大分県豊後大野市	450	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン壬生 (注)2	栃木県下都賀郡	1	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフオン新宮 (注)2	和歌山県新宮市	1	木質バイオマス発電事業	100.00	事務処理委託、役員兼務、事務所賃借、借入債務被保証
株式会社エフバイオス	東京都千代田区	10	バイオマス燃料販売及び発電所運営受託業務	100.00	事務処理委託、事務所賃借、役員兼務
ソレイユ日田株式会社	大分県日田市	10	太陽光発電設備管理及び不動産賃貸事業	100.00	事務処理委託
その他の関係会社 日本テクノ株式会社	東京都新宿区	571	高圧受変電設備の保安全管理業、電力販売業	(32.58)	-

(注)1. 特定子会社です。

2. 株式会社エフオン日田、株式会社エフオン白河、株式会社エフオン豊後大野、株式会社エフオン壬生、株式会社エフオン新宮については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

株式会社エフオン日田	株式会社エフオン白河	株式会社エフオン豊後大野
売上高 2,206百万円	売上高 2,384百万円	売上高 3,940百万円
経常利益 52百万円	経常利益 372百万円	経常利益 121百万円
当期純利益 65百万円	当期純利益 364百万円	当期純利益 84百万円
純資産額 2,060百万円	純資産額 1,833百万円	純資産額 1,850百万円
総資産額 2,856百万円	総資産額 2,120百万円	総資産額 6,976百万円

株式会社エフオン壬生	株式会社エフオン新宮
売上高 3,895百万円	売上高 3,696百万円
経常利益 177百万円	経常利益 372百万円
当期純利益 134百万円	当期純利益 410百万円
純資産額 283百万円	純資産額 563百万円
総資産額 10,837百万円	総資産額 13,584百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	1 (-)
グリーンエネルギー事業	247 (13)
その他	8 (-)
全社(共通)	15 (1)
合計	271 (14)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおりま
す。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているもので
す。

(2) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
26 (3)	45.6	6.64	5,910

セグメントの名称	従業員数(人)
省エネルギー支援サービス事業	1 (-)
グリーンエネルギー事業	2 (2)
その他	8 (-)
全社(共通)	15 (1)
合計	26 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおりま
す。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているもので
す。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
60.0	-	68.4	61.6	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

算定に該当する従業員が在籍していない場合は、「-」を記載しております。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
(株)エフパイオス	9.5	50.0	72.2	77.3	12.3

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「エネルギーの黒子であろう」という企業理念のもとで、「人のための省エネ、人々のための再エネ」をベースコンセプトに、効率的なエネルギー利用と自然由来のエネルギー供給を通じて現代の課題に取り組んでおります。

省エネルギーの推進と国産再生可能エネルギーの利用により、温暖化ガスの発生量の低減、一次エネルギー純輸入量の削減、人間とそれ以外の自然環境との両立を継続することを目指してまいります。当社グループの推進する木質バイオマス発電は、森林資源や林業の活用、協力が不可欠であり、バイオマス利用の積極化を推進することで資源の有効利用、地域経済の活性化に取り組んでおります。

また、森を育て、木の素材としての価値を最大限活用するとともに、用材に不適な間伐材や端材をエネルギーとして有効利用することで、持続的な社会の実現に貢献してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループでは、国内産の木質チップを燃料として二酸化炭素の排出量の極めて少ない木質バイオマス発電による再生可能エネルギー電気の製造販売を主軸とした事業展開をしております。再生可能エネルギーは循環して繰り返し再生産が可能なエネルギーであることから、発電所の立地する地域経済の活性化や山林保全に寄与するとともに、持続可能な循環型の社会の構築に貢献するものと考えております。

当社グループの木質バイオマス発電所は、現行、F I T・F I P制度に基づく電力販売を実施しておりますが、本制度は新設発電所で送電開始から20年間の販売方式を担保するもので、当該期間の安定的な燃料確保を進めることが重要な施策であると認識しております。我が国の国土は約70%が山林と言われておりますが、一方でその山林、立木所有者が高齢の域にあり、また、地域によっては伐採する事業に携わる方たちも同様に次世代の後継に苦慮していること、そのことから林産事業に携わる方々の経験、ノウハウ等が次世代に継承されず断絶の恐れのあること等が問題となっております。山林経営は、その運営上、かなりの長期間にわたり事業の継続、持続が必要であり、木材素材の販売に加え間伐材や低品位木材を燃料として活用できる点では当社グループの事業との関連性は極めて重要なものと考えております。このため、当社グループでは山林経営に着手し山林事業の収益性の確保を機械化を中心に効率的に実現させてまいります。

また、発電所のF I T・F I P制度の適用期限後について、制度外での環境負荷の少ないクリーンな電気を直接顧客へと供給する方法として、電力小売事業を展開し本来の再生可能エネルギー電気の活用を促進、拡大していくことが必要と考えております。

こうした中、当社グループでは以下の活動を通じて、さらなる事業の発展と社会貢献を果たしていくことを中長期の経営戦略としています。

「省エネルギー支援サービス事業」においては単なる機器の更新だけではなく、生産・業務システムとしてのエネルギー効率改善を支援してまいります。行政の求める省エネ基準を満たし助成制度を利活用することにより、国全体のエネルギーの節約に貢献するとともに顧客にとっては初期投資額の抑制を実現する提案をサービスの要点として展開してまいります。

「グリーンエナジー事業」においては、山林経営を含め木質バイオマス関連分野への投資を拡大してまいります。次世代の担い手である若い人たちに林業という産業の魅力と意義を継承し、発電事業はもとより山林事業の収益性の確保を実現することで長期の事業基盤を整備してまいります。

「電力小売事業」においては、当社グループ発電所で発電した再生可能エネルギー電気を環境価値とともに顧客へ供給する活動を通じて、持続可能なエネルギーの利用を促進してまいります。

近年、気候変動に係る温暖化ガス排出に関する意識の高まりから世界各国企業に対して、気候関連財務情報開示タスクフォース(T C F D:Task Force on Climate-related Financial Disclosures)からの提言が公表されるなど、企業が取り組むべき持続可能な社会の実現に向けた戦略、行動課題や進捗、評価等の情報開示について、関心が高まりつつあります。当社グループでは、省エネルギー支援、木質バイオマス発電、山林経営、電力小売りの各事業を通じて、持続可能な自然由来の再生可能エネルギー電気の供給と消費エネルギーの抑制に貢献する事業を営んでおり、気候変動を重要な社会課題ととらえています。T C F D提言に則り気候変動のリスクや機会、シナリオ等について分析と議論を進め、今後、当社グループ取組や戦略について順次公表するよう努めてまいります。

当社グループは、環境に優しく国産の持続可能な資源によるエネルギー創出に資するべく、既存設備については発電所のさらなるオペレーティング技術の向上、適切な設備保守、最適燃料使用比率の追及をテーマに人材育成や地元の林業、木材関係者らとの協力体制の整備、強化を図ってまいります。新たな発電所の開発については、開発案件の立地調査、燃料調達ネットワークの構築等に精力的に取り組む、継続的な開発着手を遂行してまいります。二酸化炭素フリーで安定的な電力の供給と地元関連産業の活性化を推進していくことが社会貢献につながり企業価値の向上に資するものと考えております。

(3) 経営環境

当社グループの営む事業は、主に国内産の木質チップの燃焼により得られる電力の製造とその環境付加価値を含む電力の販売です。この事業を安定的かつ持続可能に、また、顧客やその他のステークホルダーの環境保全にとって意義のある取組とするため、国内の山林資源の流通促進を強化していく必要があるものと考えております。山林事業においては、育林、伐採、加工を効率的、機能的に遂行するため人員、機材を拡充し業容を充実させてまいります。これらの事業全体を一体的に組立て、それぞれが収益を生む事業として育成していくことが喫緊の課題と認識しております。当社グループは、こうした取組みを通じてエネルギーの持続可能な体制を整備してまいります。

近年、地球環境の維持を目的として企業活動に対し計画的な環境維持施策の推進が求められております。当社グループの営む事業が、こうしたニーズに対応できるよう事業環境の整備推進を積極的に進めてまいります。

2025年6月期における各事業セグメントの事業環境及び活動予定は、次のとおりです。

(省エネルギー支援サービス事業)

省エネルギー支援サービス事業では、顧客の要望する省エネルギー施策の実現に向け、生産設備の老朽化対応としての省エネルギーを推進した設備の導入、更新等の建設工事を含めた売上獲得に注力してまいります。次期の見通しでは外部売上高の増収、セグメント全体としての利益については一定程度の水準を維持してまいります。

(グリーンエナジー事業)

グリーンエナジー事業では、グループ発電所5基の安定稼働を推進するとともに、山林経営を通じて木質マテリアルの循環型で持続可能な事業へ発展させてまいります。これらの活動を通じてエネルギーや木材市場の変化、環境付加価値の創出といった様々な事業環境変化に対応する体制を構築してまいります。当社グループでは引続きグループ各発電所の木質チップ燃料使用量全体の低減を継続して推進し、ノウハウの蓄積に努めるとともに未利用木材の効率的な利用を向上させてまいります。発電所運営については、高稼働率の維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施のほか、チップ加工設備を有するエフオン豊後大野発電所、エフオン壬生発電所、エフオン新宮発電所地域での原木の受入量を向上させて未利用木質チップの内製化を一定程度推進してまいります。5基となる木質バイオマス発電所の運営をもとにスケールメリットを活用し、共通して利用できる部材を一定程度まとめて調達することやメンテナンス情報を共有、蓄積化することでさらなるメンテナンス技術の研鑽を推進し、かつ、コストの圧縮を実現していく方針です。

これらの活動を通じて2025年6月期の業績については、連結売上高18,500百万円、連結営業利益1,200百万円、連結経常利益1,000百万円、親会社株主に帰属する当期純利益710百万円を見込んでおります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの主力事業であるグリーンエナジー事業では、木質バイオマス発電所の安定、高稼働を実現し燃料調達に係る経費の削減に努めることで事業収益を向上させていくことが喫緊の課題と認識しています。また、山林事業では、施業地の拡充や施業量の向上、経費の合理的な削減が課題であると認識しています。

このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、業務の実践を継続することが重要な経営課題であると考えております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、事業分野毎の収益性だけでなく、グループ全体での収益を最大化することが重要であると認識しております。これまで蓄積した省エネルギーや木質バイオマス発電所運営に関するノウハウを活用、展開することで、さらなる業績の拡大を目指してまいります。このため、連結での売上高及び営業利益率を重要な経営指標と考えております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、資源、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求し、持続可能な地球環境の実現と当社の企業価値増大の両立を目指しています。

(1) サステナビリティ全般

ガバナンス

当社グループは、2022年10月、「サステナビリティ推進委員会」及び「サステナビリティ推進会議」を設置し、当社のサステナビリティの実現に向けて、マテリアリティに取り組んでいます。

代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」は、社内取締役から構成され、グループのサステナビリティ方針、リスクと機会、中長期的な戦略、目標等について年2回以上にわたり審議を行い、審議結果を取締役に上程しています。

当連結会計年度の実施状況は以下のとおりであります。

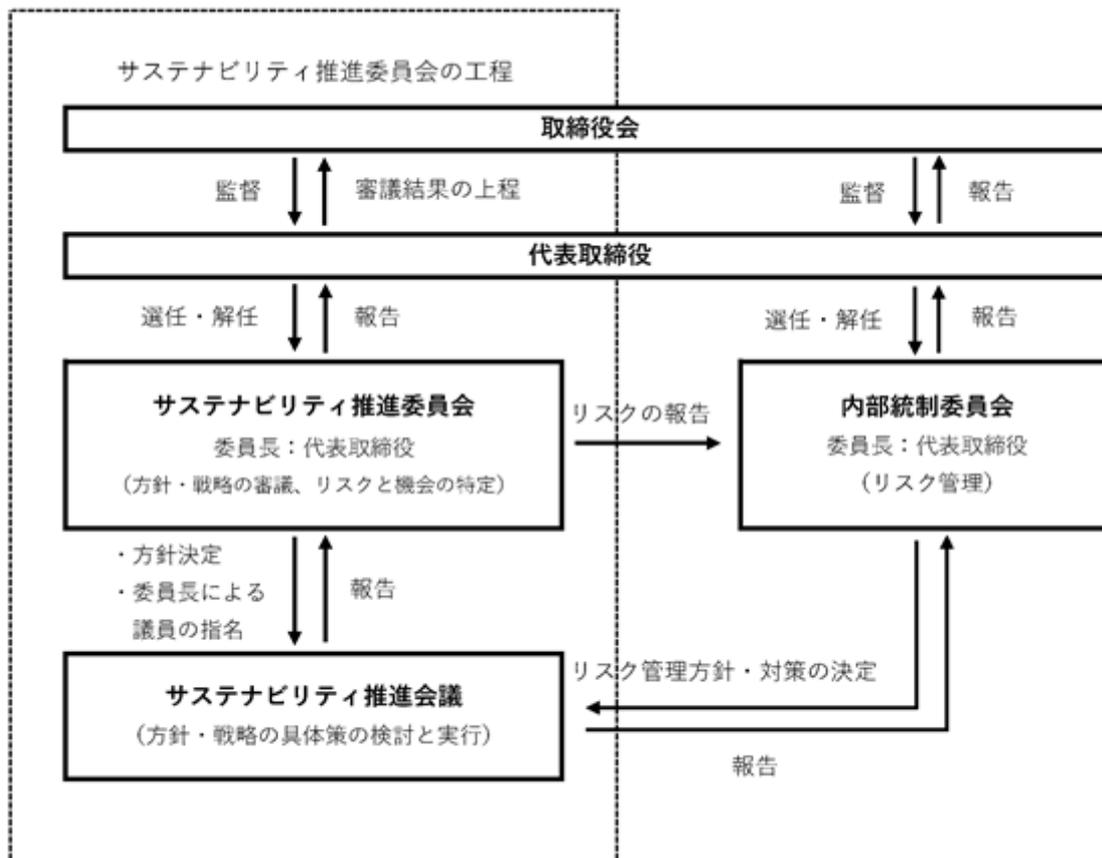
サステナビリティ推進委員会実施状況

区分	開催年月	検討内容
第1回	2023年8月	・サステナビリティ方針 ・マテリアリティ対策の追加
第2回	2023年12月	・エフオングループのGHG排出量 ・GHG排出量削減計画

取締役を議長とする「サステナビリティ推進会議」は、役職員から構成され、取締役会とサステナビリティ推進委員会で決定された方針の下、マテリアリティへの対応について計画を策定実行するとともに、各部門からの情報を集約し、目標に対する進捗状況の把握も担っています。サステナビリティ推進会議は年4回以上開催し、会議結果をサステナビリティ推進委員会に報告しています。

当連結会計年度の実施状況は以下のとおりであります。

区分	開催年月	検討内容
第1回	2023年7月	・サステナビリティ方針 ・マテリアリティとTCFD対応策ロードマップ ・GHG排出量の算定状況及び体制
第2回	2023年8月	・サステナビリティ方針 ・マテリアリティ対策の追加
第3回	2023年12月	・GHG排出量の算定状況 ・GHG排出量削減の移行計画 ・マテリアリティ及びTCFD対応策 ・ロードマップの周知や取組方法
第4回	2024年3月	・今後の進捗管理項目及び指標 ・2024年度の取組み



戦略

a. サステナビリティ方針

当社グループの描く2050年の世界観（VISION2050）及び当社グループの事業特性、さらにはサステナビリティ推進に関する国内外の動向等を踏まえ、以下のようにサステナビリティ方針を策定しました。

エフオングループは、資源、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求し、持続可能な地球環境の実現に貢献します

b. マテリアリティと対応策

国際基準やガイドライン、当社グループ及び重要なステークホルダー双方の視点による様々な社会課題の評価結果等を踏まえて当社グループのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

特定したマテリアリティとそれらを解決して新たな価値を創造するために、当社が行う対応策は次のとおりであります。

ア．地域と産業の持続的発展に貢献

マテリアリティ	対応策
森林資源の持続的かつ循環的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産木材の活用 ・ 苗木育成、植林 ・ 建築廃材の利活用 ・ 資源循環利用による発電事業と山林事業の一体的経営
安定的な再生可能エネルギーの供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマス発電の発電量拡大 ・ 社有林拡大 ・ 発電用燃料の安定調達
地域活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域人材の採用 ・ 関係企業との連携 ・ 地域売電 ・ 地域産木材の販売 ・ 地域からの燃料調達

イ．人と地球環境の未来に貢献

マテリアリティ	対応策
事業活動に関わる人々の人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権方針の策定 ・ e-ラーニングによる人権関連研修
脱炭素社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの供給拡大 ・ 省エネによるエネルギー需要量最小化と再エネによるCO2排出量最小化の同時推進 ・ 社有林拡大、森林管理高度化によるCO2吸収量の増加 ・ カーボン・クレジットの創出 ・ 温室効果ガスの削減
森林生態系の保全・水源涵養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境林の保全 ・ 水源涵養保安林の管理 ・ 地域特性に応じた樹種の選定、育成、植林 ・ 植林面積・本数の拡大

ウ．事業運営基盤の強化

マテリアリティ	対応策
多様な人的資本の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成方針及び社内環境整備方針の策定 ・ 多様性確保のための目標設定
労働安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生方針の策定 ・ 安全衛生教育 ・ 安全衛生の継続的な改善
リスクマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画（BCP） ・ サイバーセキュリティ対策 ・ 化学物質の管理

リスク管理

サステナビリティに関連するリスクについては、サステナビリティ推進委員会において識別を行い、内部統制委員会でその管理を行い、取締役会に報告しています。また、サステナビリティに関連するリスク対策の実行は、サステナビリティ推進会議にて行うものとし、その実施状況を内部統制委員会に報告します。

なお、内部統制委員会では、全社的なリスク管理を行っていますが、統合的リスク管理の高度化に向けて、引き続きリスク管理体制について検討を進め、適宜見直していきます。

指標及び目標

サステナビリティ推進状況を管理するために設定した主な指標及び目標とそれに対する実績は以下のとおりであります。

なお、気候関連及び人的資本・多様性に関する指標及び目標は、「(2)気候変動関連情報開示タスクフォース(TCFD)に沿った情報開示の 指標及び目標」、「(4)「人的資本・多様性」に関する事項の 指標及び目標」に記載しています。

指標	単位	2023年度		
		実績	目標	状況
経営山林面積	ha	4,799	6,000	未達
社有車のハイブリッド化割合等	%	軽油燃料促進剤の効果検証中	モーダルシフト、軽油燃料促進剤、ハイブリッド車の導入検討	達成
自社植林面積	ha	38.9	20	達成

(2) 気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に沿った情報開示

気候変動は、最も重要な社会課題の一つであり、エネルギー事業や山林事業を営む当社グループにとっても、解決すべき経営課題です。2022年9月、当社は気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明しました。また、取り組むべきマテリアリティの一つとして、脱炭素社会への貢献を掲げています。

ガバナンス

気候関連のリスクと機会については、「(1) サステナビリティ全般 ガバナンス」に記載のガバナンス体制のもと、取締役会による監視と代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ推進委員会」による評価と管理を行っています。

戦略

<前提となるシナリオ>

当社では、脱炭素社会実現に向けた厳しい規制が課され気候変動の進展を抑えられた世界を想定した1.5 シナリオと、規制が強化されず気候変動が進み台風や集中豪雨等の自然災害が激甚化する世界を想定した4 シナリオを想定し、リスクと機会及び対応策について検討を行いました。

1.5 の世界では、2050年まで道のりとして、政策と法の執行及びテクノロジーの進展などにより、カーボン・ニュートラルが達成されるシナリオを検討しました。

カーボン・ニュートラルとなる2050年までには、化石燃料の使用が削減され、再生可能エネルギー発電が拡大するとともに、大型車両はハイブリッド化を経て電動化が進むことが予測されます。

この際、最終的にカーボン・ニュートラルを達成するにはオフセットが必要となり、森林由来カーボン・クレジットが重要な役割を果たすものと考えられます。

<影響度の定義>

当社への事業にあたる影響 大：30億円以上、中：30億円未満、5億円以上、小：5億円未満

<シナリオ分析に基づく当社のリスクと機会>

気候変動に関わる制度、市場、気象などの変化は、当社の事業活動にとってリスクとなりうる一方で、当社の事業構成上、大きな事業機会であると考えています。当社ではサステナビリティ推進会議の下、TCFD開示作業部会を設け、2022年10月より2023年2月まで、上記前提によるシナリオ分析に基づき気候変動の移行機会とリスク及び物理リスクの定性評価及び定量評価を行い、その結果についてサステナビリティ推進会議に報告し、サステナビリティ推進委員会、取締役会にて特定をしました。この際、1.5 シナリオは、国際エネルギー機関(IEA: International Energy Agency)のWEO2022(NZE)、4 シナリオは、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)第5次評価報告書(RCP8.5)、第6次評価報告書(SSP5-8.5)を利用して分析しました。特定した主なリスクと機会、当社への影響と対応策は下記の通りです。

移行機会とリスク

区分	事業環境	機会 / リスク		当社への影響		
				内容	2030年	2050年
政策と法	・規制強化によりカーボン・プライシングの導入が進み、非化石エネルギー、クレジット取引、脱炭素関連事業の市場が拡大する	機会	・脱炭素規制強化による再エネ需要の拡大	・木質バイオマス発電事業、電力小売事業の売上増加	中	大
			・カーボン・プライシングの導入による森林の新たな付加価値の向上	・社有林の森林由来クレジットの販売による収益拡大	中	大
		リスク	・気候変動、脱炭素対策規制への対応	・燃料輸送コストの増加、対策設備・重機導入コストの増加	小	中
			・環境保護意識の向上に伴う、中高層建築物等への国産木材の需要拡大	・木材価格の上昇及び販売量の増加による収益拡大	中	中
市場		リスク	・木質バイオマス発電所の増加を受けた、燃料チップ調達環境の変化	・燃料チップ調達コストの増加	中	大
			・省エネ(素材、技術、手法等)の技術革新	・省エネ事業範囲、機会の拡大による売上増加	中	大
テクノロジー	・技術革新を受けた発電コスト低減により非化石電源の導入が進む ・技術開発により、エネルギー利用効率化や林業のイノベーションが進む	機会	・早生樹(1)、エリートツリー(2)の普及	・販売量の増加による収益拡大	小	中
			・競合する再エネ電気の発電コスト低下	・FIT・FIP後の木質バイオマス発電事業、電力小売事業の売上減少	小	大
		リスク				
評判	・社会の意識変化により、気候変動への取組状況が企業評価に影響	機会	・森林再生・環境貢献型企業に対する評価の高まり	・企業価値、ブランド力の向上 ・省エネ、木質バイオマス発電・電力小売り、山林事業の売上増加	中	大
		リスク	・再エネ定義の見直し	・木質バイオマス発電の持続可能性評価の厳格化	中	大

1. 早生樹：「早く」「成長する」「樹種」の総称です。一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量の大きな樹種を指します。10年から25年位の比較的短伐期での収穫が可能で、センダン・ユリノキ・チャンチンモドキ・コウヨウザン等の種類があります。(出典：近畿中国森林管理局)

2. エリートツリー：各地の山で選抜された精英樹(第1世代)の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第2世代以降の精英樹の総称です。主に成長性が改良されており、特に初期成長の早さが特徴です。材質や通直性にも優れています。(出典：森林総合研究所)

< 対応策 >

(政策と法、市場、テクノロジー)

- ・ 純国産木材活用による森林資源循環型の再生可能エネルギーとして、木質バイオマス発電事業と電力小売事業を積極的に展開
- ・ エネルギー消費量削減に寄与する革新技術の早期導入による、省エネルギー支援事業強化
- ・ 社有林の拡大と維持管理、苗木生産、植林を推進し、森林由来クレジットの創出
- ・ 林業就業者の人材育成を進めるほか、高性能林業機械、ICT、早生樹・エリートツリーの導入を進め、山林経営を効率化
- ・ 効率化された社有林から燃料調達量の拡大を進め、F I T ・ F I P 後を見据えた燃料調達と発電コスト低減
- ・ 各拠点で使用する重機・大型トラックのハイブリッド化、電動化や電力の再エネ化等による、GHG排出量の削減

(評判)

- ・ ステークホルダーへの情報開示による、企業価値向上
- ・ 純国産木材由来の木質バイオマス発電と山林の一体的な経営による、資源の循環再生や持続可能性に関する発信の強化

物理リスク

区分	事業環境	リスク		当社への影響		
				内容	2030年	2050年
急性的	・ 気候変動に起因する水害等の自然災害の増加	リスク	・ 異常気象による自然災害リスクの拡大	・ 送電機会の損失、復旧や対策建設費の増加	中	中
				・ 燃料チップ調達障害、調達コスト増		

< 対応策 >

- ・ 事業継続計画 (BCP) による対策強化
- ・ 燃料調達網の強化

リスク管理

気候関連リスクについては、「 (1) サステナビリティ全般 リスク管理」に記載の、サステナビリティに関連するリスクの一部として管理しています。

指標及び目標

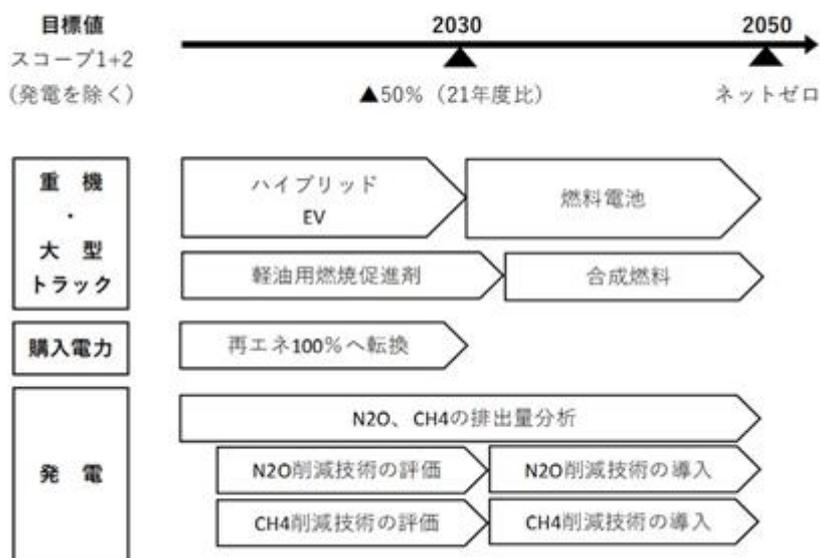
a. エフオングループ トランジション戦略

当社グループは、カーボン・ニュートラルに向けて、発電を除くScope 1 + 2を2030年度50%削減（2021年度比）、2050年度ネットゼロを目標に「エフオングループ トランジション戦略」を策定しました。

ア) 木質バイオマス発電の発電量拡大により当社の成長と社会のカーボン・ニュートラルへの貢献

	2021年度実績	2030年度目標
GHG排出量	4,595t-CO2	2021年度比（注）50%削減（2050年までにカーボン・ニュートラルを達成）
木質バイオマス発電量	5億kWh	10億kWh

エフオングループ トランジション戦略



（注）発電燃料である木質チップ由来の排出量を除きます。

イ) 社有林の拡大及び伐採後の植林により、森林吸収量を拡大して気候変動抑制に貢献するとともに、カーボン・クレジットを創出しオフセットに寄与

（単位：t-CO2）

	2021年度実績	2030年度目標
森林CO2吸収量	3,040	6,000

b. 2023年度の実績

当社グループの2023年度の実績は以下のとおりであります。

ア) 木質バイオマス発電の発電量拡大による当社の成長と社会のカーボン・ニュートラルへの貢献

		2021年度実績	2023年度実績	2030年度目標
GHG排出量 (t-CO2)	Scope 1 (当社グループによる温室効果ガスの直接排出)	4,173	5,039	50%削減(注) (2021年度比)
	Scope 2 (他者から供給された電気の使用に伴う間接排出)	422	111	
	合計	4,595	5,150	
	内、木質チップ由来を除く排出量	3,376	3,229 (削減率4.4%)	
木質バイオマス発電量 (kWh)		500,000,000	666,557,534	1,000,000,000

(注) 発電燃料である木質チップ由来の排出量を除きます。

イ) 社有林の拡大及び伐採後の植林により、森林吸収量を拡大して気候変動抑制に貢献するとともに、カーボン・クレジットを創出しオフセットに寄与

(単位: t-CO2)

	2021年度実績	2023年度実績	2030年度目標
森林CO2吸収量	3,040	183.7	6,000

注) 主伐による排出量は、主伐林齢までの蓄積を主伐年度に一括算定するので、森林の年々の成長に基づき算定する吸収量に比べると面積あたりで10倍以上大きく、吸収量を相殺(出典: J-クレジット制度事務局)してしまうため、2023年度の吸収量は、2021年度より小さくなっております。

ウ) その他トランジション戦略関連指標

指標	単位	2023年度実績	2030年度目標
購入電力再エネ率	%	55.5	100
N2O、CH4	-	排出量分析	削減技術の評価

(3) 生物多様性の保全

2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、2030年までに「生物多様性の損失を止め反転させる」、すなわちネイチャーポジティブ(自然再興)がミッション(使命)として掲げられました。自然資本の恩恵の下に事業活動を営む当社グループにおいても、生物多様性の保全は重要な経営課題です。

このため、2023年より京都府京都市右京区の社有林約500haを対象に生物多様性調査を開始したところ、環境省のレッドデータブック(RDB)で絶滅危惧種IB類(EN)であるクラガリシダをはじめ、多くの希少種の生息を確認しました。今後も、多様な動植物が自然に繁殖できる環境を守り続け、ネイチャーポジティブの実現に貢献してまいります。

(4) 「人的資本・多様性」に関する事項

当社グループは、対処すべき課題でも触れた通り、専門的な人員の確保、育成の継続を重要事項としております。これらの実現するためには、D & I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進を計画的に具現化することで多様な人材の採用や、ワークライフバランスを考慮した働き方改革を継続することで多様な働き方を取り入れてまいります。加えて、社員一人ひとりの健康こそが、事業発展の基礎であるとする、健康経営を推進します。こうした施策を合わせることで、社員の定着率や働き甲斐のある職場環境の実現に取り組んでまいります。

人材育成方針については、人的資本価値を高めるために経営戦略と人材戦略、そして社員一人ひとりの能力発揮と成長意欲の連動が不可欠であることから、現場実践を重視した教育を中心に検討し戦略・目標策定を実現してまいります。

戦略

当社グループが今後も持続的な成長を遂げるためには、中長期的な戦略に沿った人材の育成が不可欠であるとの考えのもと、新入社員から管理職に至るまでの階層に合わせた階層別研修をはじめ、従業員の職務や役職において必要とされる人材に育成するための各種教育研修制度や技術の習熟度を測りグループ全体の技術力の向上を目指す「グループ技術技能検定」を継続して実施し能力開発を可能にしております。

<人材育成の主な取組み>

	取組事項	具体的内容および実施状況
(a)	階層別研修	新入社員研修、若手社員研修、中堅社員研修、管理職研修の各研修を実施いたしました。次年度も同様の研修を実施予定としております。
(b)	リーダーシップ/ マネジメントスキル育成	リーダー職や管理職としての役割遂行に必要な能力やスキルを特定し、外部教育機関による研修を活用してリーダーシップやマネジメントスキルを習得する機会を提供しております。
(c)	グループ技術技能検定	バイオマス発電所に特化した技術の習熟度を測りグループ全体の技術力の向上を目指す、「グループ技術技能検定」の継続的に実施しております。
(d)	自己啓発プログラム	従業員が自ら学び能力開発する場を提供するため、外部教育機関を活用し、各人で選択可能な自己啓発プログラムを提供しております。
(e)	OJT制度	技術と経験を有する社員が、若手社員の指導育成を担当することで、社内で受け継がれてきたノウハウを伝承しており、今後とも熟練社員の技術の継承、知識の共有に努めてまいります。
(f)	リスク管理研修	企業全体のリスク管理の一環として、ハラスメント、コンプライアンス、情報セキュリティの各種研修のデバイスを固定せず実施できるよう環境と機会を提供しております。

< 人的環境整備の主な取組み >

人的資本の強化は、当社グループにおいて制度面を含めた環境整備に取組み、社員一人ひとりを対象に、健康保持増進のケアあるいは中長期的な企業価値向上に欠かせない優秀な人材の確保のため継続して行うことが重要だと認識しております。

	取組事項	具体的内容および実施状況
(a)	多様性の確保	多様な知識、経験を持つ人材の獲得や多様な働き方として副業制度の導入を実施しております。
(b)	高齢者雇用	高齢者雇用安定法の改正より前倒しにて定年延長施策を65歳として実施しており、合わせて確定拠出年金についても改定を行っております。
(c)	育児介護休業	育児・介護休業法の改正法導入より前倒し施策として、現在行われている短時間勤務に加えて「テレワーク」を選択肢としたことやその対象年齢を小学校3年生までと法案を上回る施策を行っております。
(d)	生活習慣病予防	生活習慣病高リスク者に対する特定保健指導の勤奨に取り組んでおります。「健康経営優良法人2024」（中小規模法人部門）に昨年に引き続き認定されました。
(e)	労働安全衛生の確保	安全操業、労働災害撲滅を最優先課題とし自主的な安全衛生活動を推進し安全で働きやすい職場環境づくりを進めております。
(f)	従業員向けインセンティブプランの導入	福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚やリテンション効果を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、本制度を導入しております。
(g)	確定拠出年金制度の拡充	勤続年数に伴った会社掛金の額面を増額改定し、長く安心して働く環境を強化しております。

指標及び目標

当社グループは、上記「戦略」において記載した人材育成の主な取組み及び人的環境整備の主な取組みに関して次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

各戦略	人事 K P I	実績（2024年6月期）	2025年6月期
多様性の確保	男性育休取得人数	1人	5人
人材強化	研修受講人数	延べ423人	延べ400人
職場環境の整備	育児休業復帰率	100%	100%
	有給休暇取得率	87%	86%
	ストレスチェック受検率	100%	90%

3【事業等のリスク】

「事業等のリスク」には、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが入手可能な情報等に基づいて判断したものです。

省エネルギー支援サービス事業について

パフォーマンス契約であること

省エネルギー支援サービス事業は、対象施設全体のエネルギー使用状況に関する調査、診断、コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果の測定・検証の提供までを一貫して行い、実施した省エネルギー対策について、一定の省エネルギー効果を保証するものです。

省エネルギー支援サービス事業の一部の契約は、一定のエネルギー削減効果をE S C O事業者が保証するパフォーマンス契約を包含しており、一定の省エネルギー効果が実現できない場合には、E S C O事業者は顧客企業に対してパフォーマンス契約に基づく省エネルギー保証値を補償するリスクを負っております。

また、E S C O事業者が顧客に代わり省エネルギー設備の投資を行う場合、顧客信用力に起因する設備投資に係る回収リスクを潜在的に内包しております。当社グループにおいては、小型案件の一部例外を除いて、金融機関との間で当該回収リスクは金融機関が負うノン・リコース型ファイナンス契約を組成することにより、顧客の倒産リスクを回避しております。

燃料価格の変動について

省エネルギー支援サービス事業の一つのサービス・メニューとしてオンサイト発電サービスがあります。本サービスは、E S C O事業者が顧客に代わり自家発電設備への投資を行い、自家発電設備の運転・維持管理を代行し、顧客に電力等を供給するものです。

本サービス実施のためには、重油・L N G等の発電用燃料を当社グループが調達する必要があります。重油・L N G等の燃料価格は、世界的な原油需要や産油国の動向により変動しますが、燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備の安定稼働について

当社グループが保有するオンサイト発電設備（自家発電代行サービス用設備）等の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら、当社グループの想定外の理由に伴い、計画した稼働を行うことができず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個別事業の中途清算等について

省エネルギー支援サービス事業の契約形態のうちシェアード・セイビングス契約では設備所有を当社が担っており、顧客とのエネルギーサービス契約は契約終了時に更新又は設備の購入の選択権を顧客が有しております。当事業スキームでは、原則的に設備は法定耐用年数に相当する期間利用することを前提としておりますが、何らかの事情により事業を中止及び契約期間中又は終了時に清算することとなり、顧客が設備購入を選択した場合、購入額と設備の簿価又は設備に係る債務残高との差異、あるいはその他債務の負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

グリーンエネルギー事業（再生可能エネルギーによる発電事業）について

当社グループの運営する発電所は、主に2012年7月に施行されたFITに基づく発電事業を営んでおります。この制度を背景として、現在、木質バイオマス発電所を大分県日田市及び豊後大野市、栃木県下都賀郡、和歌山県新宮市で操業しております。FITの電力買取条件については、調達価格等算定委員会にて調達買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。同制度にて発電設備認定を受け決定された調達期間（日田発電所は2013年3月認定を起点として約14年、豊後大野発電所は2016年7月送電開始を起点として20年、壬生発電所は2016年度FIT認定、送電開始を起点として20年、新宮発電所は2018年度FIT認定、送電開始を起点として20年）及び調達買取価格は調達期間中に変更されることはありませんが、新設発電所の調達買取価格は、同制度の適用決定時期により当初計画された事業計画の価格と乖離する可能性があります。その場合、当社グループの事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、政策の転換等により既存の発電所が同制度の適用を受けられなくなった場合、同じく当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料を確保することが重要です。当社グループが燃料として使用する木質バイオマス燃料は、伐採木材、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材、建築解体現場から排出される建築廃材等を粉砕加工したものです。当社グループは、木質バイオマス燃料製造会社（以下、「燃料製造会社」）から木質バイオマス燃料を購入いたしますが、自然災害等の不測の事態により燃料製造会社から木質バイオマス燃料の供給が中断する場合や燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の品質の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料量を確保することと共に、その品質の安定化が重要です。当社グループは、調達する木質バイオマス燃料の品質に関し燃料製造会社と契約書や合意書を取り交わしておりますが、想定された規格に満たない品質の燃料、もしくは燃料に異物が混入した場合には、発電設備に損傷を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備の安定稼働について

木質バイオマス発電所の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら当社グループの想定外の事態が発生し設備が損傷した場合、計画した発電を行うことができず当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

FITの木質バイオマス発電事業の売上総利益率について

FITの木質バイオマス発電では、未利用木材、一般木材、リサイクル木材の混合割合により電力販売単価が変動します。電力販売単価の計算は、これらの木質チップの熱価量、水分量、購入量等により定められた方法によりバイオマス比率を計算し、電力量の加重平均により求めます。これらの要素は燃料が自然由来のものであるため常に変動することから、ある特定の期間の売上総利益率が変動する可能性があります。

FIPの木質バイオマス発電事業について

当社グループのエフオン白河発電所は、2023年1月にFIPに移行いたしました。（FIP有効期間：白河発電所は2013年3月認定を起点として約14年）、FIPの売電価格は一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格を参照してプレミアム価格が決定されるため、同取引価格が大きく変動した場合プレミアム価格も変動し当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

電力小売事業

電力小売事業は、「電気事業法」に基づく事業であり、同法やその他電力小売事業に関連する法条例の改正により電力の販売や購入に関する制度が改定され事業基盤の構造に重大な変化が生じた場合、また、電力取引の元となる一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格が大きく変動した場合のほか、一般送配電事業者との送受電取引において結果として計画値と大幅に異なる電力量の取引が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害及び不測の事故等について

当社グループが保有するオンサイト発電設備（自家発電代行サービス用設備）及び木質バイオマス発電所、さらには推進中の新設木質バイオマス発電所について、自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、事業運営や事業計画に支障を来し、ひいては顧客企業、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの所有する山林事業施業地について、地滑り、山火事、その他の災害により林産物が毀損する事態が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

国のエネルギー政策の転換又は国際社会情勢の変化について

現在、我が国はエネルギー政策基本法に基づき省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めております。また国際社会においては、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき温室効果ガスの削減が取り組まれております。同条約の京都議定書は、これをロシアが正式に批准したことにより、2005年2月16日に発効し、国際社会における温暖化ガス削減に向けた実効性のある取組みが確立されることになりました。また、2015年12月には第21回気候変動枠組条約締約国会議がパリで開催され、新たに温室効果ガス排出量削減の目標値が定められるとともに、その目標を達成するための国内対策の義務を負うこととなりました。

我が国のエネルギー政策は、FITや省エネ法の改正、電力システム改革等により今後様々な分野で変革が進行すると予想されます。これらの基本方針や施策の変更により、当社グループの事業運営や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業の一部は、「電気事業法」による規制を受けており、本法規を遵守する義務があります。また、経済産業省資源エネルギー庁が実施する新エネルギー事業者支援対象補助金や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施するエネルギー使用合理化事業者支援事業補助金等の交付を受けております。したがって、国の補助金の適正運用を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。

当社グループが保有するオンサイト発電設備においては、廃油（エンジンオイル）の処理が必要であり、当社グループは排出者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する義務があります。当社グループがこれら法律及び規制を遵守できなかった場合には、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

現在新株予約権を付与しておりませんが、今後新株予約権が付与され行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

大株主の状況について

当社の筆頭株主である日本テクノ(株)は2024年6月30日現在、当社の発行済株式総数の32.58%を所有しております。このことから同社による当社株主総会での議決権行使が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。しかしながら、今後の新たな省エネルギー及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を拡充していく点で、同社との協調関係を構築することは当社の企業価値向上に資するものであり、株主の皆様への利益向上にもつながるものと考えております。なお、当社の事業活動において、同社からの制約は無く、事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。

有利子負債依存度について

当社グループは、運転資金、設備投資資金について金融機関及びリース会社から調達しております。このため総資産に占める有利子負債（借入金）の割合が2024年6月30日現在で52.8%と高い水準にあります。今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

シンジケートローンについて

当社の子会社の一部は、発電所建設資金の調達を行うためシンジケートローン契約を締結しております。当該契約には財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触し、当該債務の一括返済を求められた場合、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

感染症の拡大について

現段階で治療法の確立していない感染症等に当社グループの役員、従業員及び子会社従業員が罹患した場合、さらなる感染症拡大防止措置として罹患者と接触のあった者の隔離のため、事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、そのような感染症等が当社グループの事業所地域に広範囲に広がった場合、当社グループの各事業所が必要とする部材、燃料等の物流が停滞する、ないし行政の命令、要請等による業務の制限等により事業運営に支障を来し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の偶発的なリスクについて

当社グループは、得意先の信用不安等のリスクに備えていますが、その他の要因も含め偶発的な事象に起因する取引先の事業環境等の変化により、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況 （経営成績）

当連結会計年度におけるわが国経済は、当社グループの第1四半期連結会計期間にあたる昨年の夏季において記録的な暑さが続き、人流の抑制が懸念されたものの、国内はもとより訪日外国人の旅行やインバウンドの回復により国内の観光、旅行、運輸、飲食等の業界を中心に業績が向上いたしました。一方、2024年年明けに能登半島地震が発生し一部の機械や半導体、食料品の製造業工場の被災に関連するサプライチェーンの寸断やインフラ回復の遅れによる地域経済の復興に大きな影響を与える結果となりました。また、国民生活全般に関しては円安が進行しあらゆる物品の値上げが継続しており、企業における賃上げ施策や政府、地方自治体の子育て支援への動きが活発に論じられる状況で推移いたしました。

当業界においては、日本卸電力取引市場の取引単価は比較的低い水準で安定的に推移いたしました。大手電力会社においては、昨年の一般消費者向け電力料金の値上げや発電に要する燃料価格の下落により極めて順調な業績となりました。一方、電力需要家からの視点では、電力料金値上げに対する緩和策としての電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金の導入や延長が繰り返されている状況のほか、再生可能エネルギー賦課金の引き上げや託送料金の算定方法の変更、将来の電力の供給力を売買する容量市場の運用の開始等、電力料金の先行きには不透明な要素を含め消費者の負担は増加する傾向にあるものと予想されます。

このような状況のもと、当社の省エネルギー支援サービス事業に関しては、既存プロジェクトに関する売上高は小規模ながら継続している一方、新規案件の受注は能登半島地震の影響で一部順延となりました。一部のプロジェクトでは、引き続き設備のメンテナンス実施や省エネルギーのノウハウを活かした改修を実施する等業務維持に努めており、当連結会計年度では設備保全費が減少し増益となりました。

グリーンエネルギー事業における発電事業においては、落雷による送電停止や一部発電所においてトラブルによる計画外停止が発生したものの、各発電所の稼働は堅調に推移し当連結会計年度の送電量は前連結会計年度を大きく上回る実績となりました。エフオン白河発電所は、2023年1月よりF I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））に移行しており前年度実績のF I T制度（フィードインタリフ（Feed-in Tariff））との比較では、当連結会計年度ではF I Tとほぼ同等の業績となりました。F I P制度では、同制度における長期の業績をF I Tと同等のものとするよう設計されており、ある期間でF I Tを上回る業績であったとしてもその後のいずれかの期間において過去の上振れた業績の調整が行われ、その一部を吐き出す動きで推移いたします。当連結会計年度では、上半期においてF I T制度の指標を上回る業績で推移し下半期では逆に下回る業績で推移いたしました。また、F I P制度下の電力はすべて当社が購入していることからセグメント情報の内部売上高又は振替高が前年同期に比べ大幅に増加しております。

その他のグループ内発電所の業績では、前連結会計年度と比較して燃料消費量は低下傾向にあるものの燃料費は依然高水準で推移し業績を大きく押し下げる結果となりました。燃料以外の費用では、定期メンテナンスに係る価格が例年に比べ大幅な増加となったほか、灰処理費用が増加し収益を圧迫する結果となりました。

当社の電力小売事業ではグループ発電所の発電する電力をトレーサビリティ付の非化石証書と合わせグリーン電力として顧客へ販売する取り組みを推進しております。当連結会計年度においては市場連動型の電力販売に力を入れ契約電力量の獲得に尽力したことで、売上高は大幅に増加し黒字化を達成することが出来ました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高17,473百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益600百万円（前年同期比57.0%減）、経常利益346百万円（前年同期比73.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は281百万円（前年同期比65.9%減）となりました。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度においては、省エネルギー支援サービス契約の既存プロジェクトに係る売上高は、ほぼ前年と同等の結果となりました。エネルギー供給型の契約に代わり設備保守等のメンテナンス分野でプロジェクト維持に係る契約がスタートし、当連結会計年度では減価償却費や保険、その他の費用が遞減したことで業績が回復いたしました。なお、前連結会計年度のセグメント間の内部売上高はグループ内発電所建設に係るもので、完工により当連結会計年度は計上しておりません。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では213百万円（前年同期比50.3%減）、セグメント利益は51百万円（前年同期26百万円の損失）となりました。

(グリーンエネルギー事業)

当連結会計年度におけるグリーンエネルギー事業は、第1四半期連結会計期間にエフオン日田発電所及びエフオン新宮発電所において落雷による所内単独やボイラー補機のトラブルによる計画外停止が発生いたしました。第2四半期連結会計期間においてエフオン白河発電所、エフオン日田発電所、第3四半期連結会計期間においてエフオン新宮発電所、エフオン壬生発電所、第4四半期連結会計期間においてエフオン豊後大野発電所がそれぞれ定期点検を実施し計画停止を実施したほかは極めて順調な稼働で推移いたしました。当連結会計年度ではエフオン新宮発電所の通年稼働を加え、送電電力量及び電力売上高は過去最高水準となりました。

一方、原価に関して木材市場の高騰から間伐材等の木質チップ燃料は、流通量が低下し購入価格を押し上げたことや比較的水分量の多い燃料が多く、発電所の燃料消費量を増加させる要因が継続しております。このため、山林事業の原木伐採量の一部を発電所付属のチップセンターで燃料に転換する業務を拡大するとともに、同事業の施業地獲得を拡充しております。これらの施業量増加に伴い外部委託費等のほか流通経費が増加したことや、山林事業の施業に係る大型設備の減価償却費が負担となりました。また、発電所に係る経費では、通例の発電設備定期点検メンテナンス費用に加え、エフオン日田、エフオン新宮発電所で将来の安定稼働に必要なと思われる設備箇所の重点点検、補修を実施したことで定期メンテナンス費用が大幅に増加したほか、灰処理費用の単価が値上がりし同費用の額が増加しております。これらのことから、本事業セグメントの売上高は増加したものの、利益は大幅に減少する結果となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で16,782百万円(前年同期比1.5%増)、セグメント利益627百万円(前年同期比60.9%減)となりました。

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末における資産は、長期借入金の追加実行により現預金が増加したほか、電力小売事業に係る売掛金が増加いたしました。減少した資産は、木質チップ燃料や定期メンテナンスの貯蔵部品に係るたな卸資産が使用により減少したほか、固定資産では山林事業に係る土地、立木が増加したもののその他の発電所に係る資産は減価償却費の計上により減少しております。これらにより、資産合計は前連結会計年度より455百万円減少し、45,262百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、電力事業の契約拡大に基づき支払手形及び買掛金、未払金が増加しておりますが、借入金の返済により1年内返済予定長期借入金及び長期借入金、メンテナンス実施によりメンテナンス費用引当金が減少したほか、未払法人税等が大幅に減少しております。負債の合計は、前連結会計年度より499百万円減少し27,028百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加のほか、従業員向け株式報酬制度導入に係る自己株式の取得により、前連結会計年度より44百万円増加し18,234百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1,202百万円増加し、5,210百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は2,578百万円(前年同期3,673百万円の収入)となりました。主な要因は、子会社発電所設備や山林事業に係る施業機械設備の減価償却費の増加、木質チップ燃料及び定期メンテナンスに係る部品等の棚卸資産の減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、630百万円(前年同期1,542百万円の支出)となりました。主に山林事業の施業地拡大に伴う土地、立木の増加のほか、子会社発電所の設備改修に係る有形固定資産の取得による支出です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、745百万円(前年同期2,292百万円の支出)となりました。主な要因は長期借入金の実行による収入のほか、各発電所の発電所建設資金に係る長期借入金の返済による支出です。

生産、受注及び販売の実績

(生産実績)

省エネルギー支援サービス事業では、サービスの提供にあたり製品の生産は行っておりませんので、生産実績について記載すべき事項はありません。グリーンエナジー事業における生産は、それぞれの事業における発電所の発電であり、その実績は次のとおりです。

セグメントの名称	発電実績 (MWh)	前年同期比 (%)
グリーンエナジー事業	589,856	101.9
合計	589,856	101.9

(注) グリーンエナジー事業の発電実績は、エフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の5基の発電所より送電された電力です。

(受注実績)

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。また、グリーンエナジー事業においても、顧客の需要に応じてサービスを提供いたします。いずれも、受注販売の方式を採用しておりませんので、受注実績について記載すべき事項はありません。

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
省エネルギー支援サービス事業	213	5.1
グリーンエナジー事業	15,101	3.8
その他	2,158	107.4
合計	17,473	3.1

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売高に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
九州電力送配電株式会社	6,283	37.1	6,147	35.1
東京電力パワーグリッド株式会社	3,730	22.0	3,886	22.2
東北電力ネットワーク株式会社	1,158	6.8	-	-
関西電力送配電株式会社	3,505	20.7	3,687	21.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容
(経営成績等)

当連結会計年度の省エネルギー支援サービス事業においては、省エネルギー設備の維持を管理する契約で外部顧客あて売上高は前期同様の水準で推移いたしました。一方、セグメント間の内部売上高に関しては、グループの発電所建設工事が前期に完了したことで大幅に減少いたしました。本事業セグメントでは、温暖化ガスの排出量削減の機運を反映し設備の改善、更新等の施工工事請負へと変化してきております。顧客の求めるエネルギー利用の効率化のほか、施工工事全体のコスト低減、工品質の管理といった分野において、当社グループがこれまで培ったノウハウを十分に発揮し信頼を獲得できるよう万全の体制で臨んでおります。当連結会計年度の経営環境は、年初に発生した能登半島地震の影響で進めていた案件の一時停止や順延が発生したほか、為替の下落、エネルギー価格の上昇のほか、労働力不足等の要素が素材や部品の調達、施工に少なからず影響を及ぼす状況が継続しております。当社グループでは、省エネルギーに関するノウハウや開発施工の技術をグリーンエナジー事業とのシナジー効果が発揮できるよう木材資源の有効利用、新素材開発等を通じて事業領域を拡大してまいります。

グリーンエナジー事業においては、グループ発電所の安定稼働により発電量及び売上高は、過去最高額を計上しております。一方、各発電所の使用する未利用木材の調達では、流通する素材原木の質、量ともに悪化し苦戦を強いられる状況が継続しております。木材に関する事業環境は原木の切出しから製品加工へとつながる流通の滞留期間が短くなっており、素材の含水率が比較的高い状態で推移し結果として燃費を悪化させる要因となっております。また、エフオン新宮発電所の立地近隣での燃料調達が想定した量を下回り主に九州地区から回送したため海運諸掛や荷役コストが大幅に増加しグループ全体の収益を圧迫いたしました。また、グループ発電所の使用する燃料チップ製造のためグループのチップ加工センターへ供給する原木の調達の一定程度を山林事業が担い量の確保を推進いたしました。原木の切出しに関しては、降雨の期間を回避するため短期間に集中して外部委託を活用したためその費用も増加する結果となりました。今後、燃料調達先の新たな開拓や陸送による搬送にシフトし収益を圧迫した要因の改善に努めてまいります。

電力小売事業においては、当社グループの発電所が発電するFIT・FIP電力をグリーン電力として顧客へ販売する取組を拡大させております。当連結会計年度では、日本卸電力市場の市場価格に連動する電力販売契約を積み上げ事業収益の改善に努めた結果黒字化を達成しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況に記載のとおり結果となりました。

(当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因)

当連結会計年度においては、エフオン新宮発電所の木質チップ燃料の調達に苦戦した結果、直接の燃料費に加え調達に関する荷役、運送、原木伐採等の外部委託費が想定を超過する状況で推移し収益を大幅に減ずる結果となりました。かかる状況を回避するため近畿、四国、東海地区での燃料調達先の確保に注力するとともに、グループの山林事業の拡充に努め山林経営の効率化を推進してまいります。

我が国の国土は、約66%が森林資源であります。これまで非住宅建築では鉄やコンクリートを構造素材とした手法が中心となっておりますが、今後、温暖化ガスの排出量削減や地球環境に配慮した持続可能な経営戦略の推進から木材の素材活用が注目を集めることと予想されます。当社グループでは、グループ事業の中核を担う木質バイオマス発電事業の持続的発展と山林経営を通じた木材素材の健全な利用に関し、木の育苗、育林、伐採、木材生産、販売のサイクルを発電事業や電力小売事業と融合させ持続可能な経営基盤を整備してまいります。

こうした経営戦略を推進する上で気候温暖化に関する議論やその対策、地球環境に配慮した持続可能な社会の構築に関する意識の高まり等、各企業のこれまでの経営手法の大幅な変革が重要な要因となると考えます。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、当連結会計年度の収益が前連結会計年度に比べ大幅に低下したことで相当程度低下する結果となりました。その他の要因では売上債権の増加や仕入債務の増加のほか、前連結会計年度のその他の資産の増減額に含めて表示していた繰延消費税やメンテナンス費用引当金等の非資金振替が大きな要因で営業活動によるキャッシュ・フローは大幅に減少いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローは、エフオン新宮発電所の建設が終わり有形固定資産の取得による支出が減少したことから大幅な支出減となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローでは長期借入れによる収入が増加し全体としての支出が減少いたしました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、当社グループ木質バイオマス発電所の安定稼働に必要な施策や未利用木材燃料の安定供給に寄与する山林経営に必要な投資支出とグループ全体の出入のバランスを考慮し事業の継続発展に遂行上必要な資金の確保維持を推進してまいります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては824百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) 省エネルギー支援サービス事業

当連結会計年度におきましては、重要な設備投資はありません。

(2) グリーンエネルギー事業

当連結会計年度においては752百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は山林事業用重機の取得や、山林事業用地、立木などです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社

当連結会計年度においては71百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は新設発電所に関わるものです。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は、次のとおりです。

(1) 提出会社

当社が顧客の敷地内にて所有する省エネルギー支援サービス事業用の設備（2024年6月30日現在）
該当事項はありません。

当社が本社及び事業所にて所有する自社用の設備（2024年6月30日現在）

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 （名）	賃借事務 所面積 （㎡）	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 （面積㎡）			合計
本社 （東京都千代田区）	全社	本社設備	52	1	11	-	65	23 (1)	1,304
本社 （東京都千代田区）	省エネルギー支援 サービス事業	本社設備	-	-	-	-	-	3 (2)	-
大分事業所 （大分県国東市）	グリーンエネルギー 事業	支社設備	14	-	-	10 (3,329)	24	- (-)	-
本社 （栃木県下都賀郡）	グリーンエネルギー 事業	土地	-	-	-	45 (1,836)	45	- (-)	-
合計			66	1	11	56	135	26 (3)	1,304

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでおります。）は（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社 (2024年6月30日現在)

会社名	事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額 (百万円)						従業員 数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社エフ オン日田	大分県 日田市	グリーンエナ ジー事業	発電所	499	280	3	241 (22,060)	12	1,037	- (-)
株式会社エフ オン白河	福島県 白河市	グリーンエナ ジー事業	発電所	319	311	12	184 (35,093)	-	827	- (-)
株式会社エフ オン豊後大野	大分県 豊後大野 市	グリーンエナ ジー事業	発電所	1,995	3,343	5	359 (65,415)	0	5,703	- (-)
株式会社エフ オン壬生	栃木県 下都賀郡	グリーンエナ ジー事業	発電所	2,975	5,576	12	1,043 (66,755)	-	9,608	- (-)
株式会社エフ オン新宮	和歌山 県新宮市	グリーンエナ ジー事業	発電所	4,198	7,003	16	805 (242,788)	-	12,023	- (-)
株式会社エフ バイオス	東京都 千代田区	グリーンエナ ジー事業	燃料施設 土地	748	890	-	1,139 (31,511,123)	-	2,778	245 (11)
ソレイユ日田 株式会社	大分県 日田市	グリーンエナ ジー事業	土地	-	-	-	145 (49,674)	-	145	- (-)

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、季節従業員を含んでお
ります。)は()外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける重要な設備投資は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(2) 連結子会社

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	69,840,000
計	69,840,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,635,189	21,635,189	東京証券取引所 (スタンダード市場) (注)	単元株式数 100株
計	21,635,189	21,635,189	-	-

(注) 市場区分の再選択により、2023年10月20日付で東京証券取引所 プライム市場から変更しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)1	12,000	21,638,959	4	2,292	4	1,292
2020年6月30日 (注)2	760	21,638,199	-	2,292	-	1,292
2021年6月30日 (注)2	1,620	21,636,579	-	2,292	-	1,292
2022年6月30日 (注)2	760	21,635,819	-	2,292	-	1,292
2023年6月30日 (注)2	380	21,635,439	-	2,292	-	1,292
2024年6月30日 (注)2	250	21,635,189	-	2,292	-	1,292

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加です。

2. 自己株式の消却による減少です。

(5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	29	58	49	52	7,210	7,407	-
所有株式数 (単元)	-	32,858	4,655	96,009	13,867	272	67,917	215,578	77,389
所有株式数の割合 (%)	-	15.24	2.16	44.54	6.43	0.13	31.50	100.00	-

(注)1. 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

2. 「金融機関」の欄には、「株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式2,779単元が含まれております。

(6)【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本テクノ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	7,049,280	32.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	2,190,100	10.12
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	1,613,700	7.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	755,500	3.49
株式会社エスアイエル	東京都豊島区南池袋2丁目9番9号	440,300	2.04
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	282,300	1.30
株式会社UH Partners 2	東京都豊島区南池袋2丁目9番9号	264,200	1.22
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	244,900	1.13
野村信託銀行株式会社(投資口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	153,900	0.71
阪井 敬朗	和歌山県和歌山市	123,300	0.57
計	-	13,117,480	60.63

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する755,500株には「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式277,900株が含まれております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 277,900	2,779	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,279,900	212,799	-
単元未満株式	普通株式 77,389	-	-
発行済株式総数	21,635,189	-	-
総株主の議決権	-	215,578	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式は、全て株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する「株式交付信託」の信託財産としての当社株式277,900株(議決権の数2,779個)です。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権の数2個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式40株が含まれております。

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エフオン	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	-	277,900	277,900	1.28
計	-	-	277,900	277,900	1.28

- (注) 他人名義で所有している理由等
役員・従業員向け株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が277,900株を保有しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する株式交付信託制度

取締役に対する株式交付信託制度の概要

当社及び一部の当社子会社は、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

取締役に交付する予定の株式の総額

2021年11月から2024年11月までの約3年間の信託期間を対象として、上限144百万円

当該取締役に對する株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
退任した対象役員のうち株式交付規程に定める受益権要件を満たす者

従業員に対する株式交付信託制度

従業員に対する株式交付信託制度の概要

当社及び一部の当社子会社（以下、「制度対象各社」といいます。）は、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対する株式報酬制度「株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付されるインセンティブ・プランです。当該ポイントは、制度対象各社が定める株式交付規程に従って、従業員の貢献や成果に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。

従業員に交付する予定の株式の総額

2023年11月から2026年11月までの約3年間の信託期間を対象として、上限68百万円

当該従業員に對する株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
従業員のうち株式交付規程に定める受益権要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	250	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2024年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2. 取得自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式277,900株は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	250	0	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注)「保有自己株式数」には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式277,900株は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施いたします。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中的新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元を努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用してまいりたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年8月20日 取締役会決議	173	8

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）は、株主をはじめとするステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

具体的には、経営の健全性、効率性及び透明性を高める観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらには内部統制等について適切な体制を整備、構築し、必要な施策を実施しております。これらの基本的な方針は次のとおりです。

内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

内部統制システムの整備に関する基本方針

() 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理の下で規則・規程等の整備・運用を図る。
- b. 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。
- c. 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- d. 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

() 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- b. 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- c. 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- d. 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

() 損失の危険を管理する規程その他の体制

- a. 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、リスクを網羅的・総括的に管理する。
- b. 役職員は、有形無形を問わず、資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

- () 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a . 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
 - b . 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
 - c . 当社グループは、役職員の職務執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- () 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
 - b . 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
 - c . 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
 - d . 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a . 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
 - b . 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - c . 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- () 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- a . 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
 - b . 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
 - c . 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
 - d . 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- () 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- () その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a . 監査役は、定期的開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
 - b . 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
 - c . 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。
- () 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a . 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
 - b . 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、旧来の「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長としております。当事業年度において3回開催され、事業年度末には常勤監査役が内部統制報告書を監査し、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は取締役会及び監査役制度を採用しております。当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨及び取締役、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、事業年度における取締役の経営責任をよりいっそう明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年とする旨定款に定めております。

取締役には会社法第2条第15号に定める社外取締役を3名、監査役には会社法第2条第16号に定める社外監査役を2名選任しております。

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成され、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。取締役会規則に基づき、定例取締役会を月1回開催しており、社外取締役も出席いたします。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）により構成され、前述の取締役会への出席の他、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行についての監査を行っております。

なお、取締役会、監査役会を構成する者の氏名は、後記（2）「役員の状況」に記載の通りです。このほか当社は、島崎知格、長澤睦、小池久士、藤井康太郎、須藤博、松尾康行の常勤取締役6名及び矢田真一の常勤監査役1名からなる会議を機動的に開催し、取締役会の決議事項及び重要事項について事前審議を行っております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社グループを取り巻く事業環境の変化に業務執行取締役が迅速に対応し、その業務執行に関する監視及び経営に関する重要事項等の審議に際し、独立性を担保し客観的、中立的な立場からの助言、提言を適切に発揮する社外取締役、社外監査役を配することで企業統治の透明性確保、向上が十分に機能する体制と考えています。

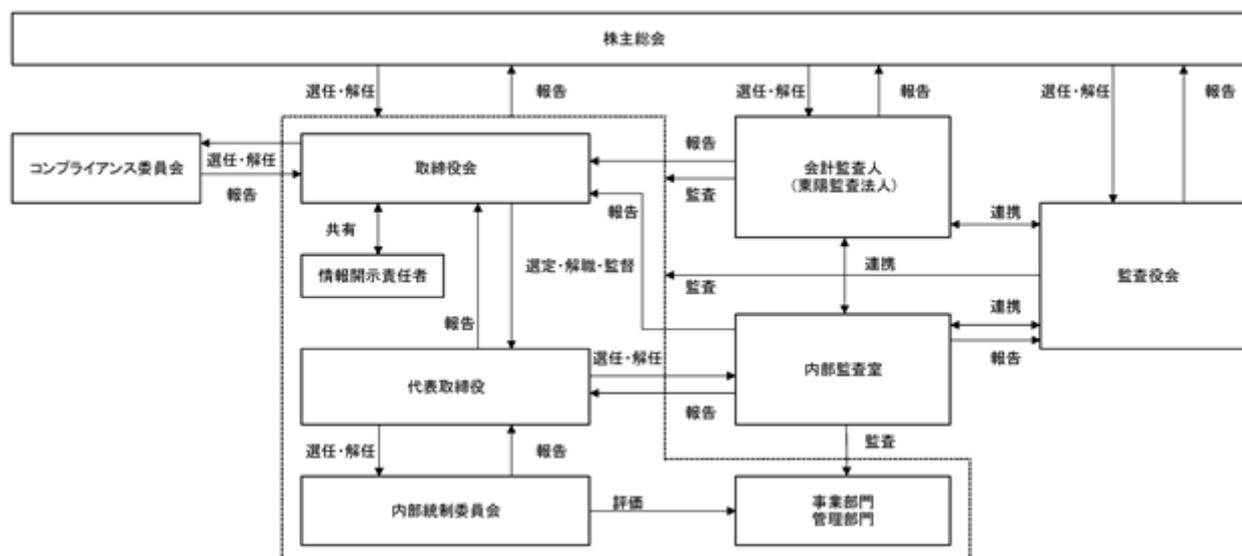
企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制については、基本方針に基づき代表取締役社長島崎知格を委員長、小池久士、長澤睦、藤井康太郎、須藤博、松尾康行の常勤取締役を常任委員として合計6名の内部統制委員会を設置し、統括的なリスク管理業務及びその評価を実施し取締役会へ報告しております。また、当社グループ役員すべてが遵守すべき事項についてコンプライアンスに関する規程、行動規範、マニュアル等を定め定期的な教育研修を通じて周知徹底するとともに、内部通報制度を設け内部及び外部（顧問弁護士）を窓口として、法条例・諸規程等に違反する行為を早期に発見、是正するようコンプライアンス体制の充実を図っております。コンプライアンスの向上、啓もう等に資することを目的として、小池久士取締役を委員長、皆川則雄、佐古麻衣子の各社外取締役を常任委員、グループの各部門より選出した委員によるコンプライアンス委員会を取締役会直下に配し、コンプライアンスの維持及び体制の実効性分析、コンプライアンスの向上に関する施策の評価、及び意見の聴取等を実践し取締役会に報告することとしています。このほか、社内外の両視点からのチェック機能を有効に活かすべく、「会計監査人監査」「監査役監査」「内部監査室監査」の三様監査体制を構築し業務執行の監視を強化しております。

これらの活動、評価、教育、監視等は、グループ内の諸業務を網羅しているほか、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役には親会社の取締役、グループ内従業員のみを配しグループ全体の経営の健全性を担保しております。

そして適時開示については、情報管理責任者に常務取締役を選任し、管理部門に経験豊かなスタッフを置くことにより財務関連のほか、重要な決定事実及び発生事実に関する情報を適時、適切な開示ができるよう整備しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

取締役及び監査役の責任軽減

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

会計監査人の責任軽減

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる旨、また、会計監査人との間で会社法に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある障害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

取締役会の活動状況

a. 当事業年度において当社は取締役会を原則毎月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
島崎 知格	12回	12回
長澤 睦	12回	12回
小池 久士	12回	12回
藤井 康太朗	12回	12回
須藤 博	12回	12回
松尾 康行	12回	12回
皆川 則雄	12回	12回
佐古 麻衣子	12回	12回
永田 ゆかり（注）	6回	6回

（注）永田ゆかり氏は2023年9月26日の定時株主総会の終結時をもって就任し、2024年2月28日をもって辞任により退任いたしました。就任から辞任までに開催された取締役会は6回であります。

b. 取締役会における具体的な検討内容

取締役会は、業務執行状況を監督する機関と位置づけており、経営の方針、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ等の様々な経営課題、法令で定められた事項及び株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、財務に関する事項、株式に関する事項、組織及び人事に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項、予算や経営計画に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性3名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	島崎 知格	1962年8月27日生	2002年9月 三菱証券株式会社 部長代理 2005年6月 当社 入社 2006年9月 当社 取締役 2008年5月 当社 代表取締役社長（現任）	(注)3	24,000
専務取締役	長澤 睦	1969年1月9日生	1992年4月 大成設備株式会社 入社 2011年10月 当社 入社 2013年5月 当社 技術統括部長 2015年9月 当社 取締役 技術統括部長 2016年10月 当社 取締役 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長 2019年9月 当社 執行役員 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長 2020年9月 当社 常務取締役 技術統括部長兼環境エネルギー部長 2021年9月 当社 専務取締役 技術統括部長兼環境エネルギー部長（現任）	(注)3	-
常務取締役	小池 久士	1961年5月18日生	2003年5月 株式会社共立メンテナンス 管理本部グループ経営部 副部长兼KMG経理センター室長 2006年3月 当社 入社 2006年10月 当社 経理部長 2009年9月 当社 取締役財務経理部長 2011年3月 当社 取締役管理本部長 2011年9月 当社 常務取締役管理本部長 2013年10月 当社 常務取締役 管理部門管掌（現任）	(注)3	51,000
取締役	藤井 康太郎	1964年3月26日生	2013年9月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 取締役副社長 2016年5月 当社 入社 株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長 2016年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス豊後大野事業所長 2017年7月 当社 取締役 株式会社エフバイオス日田事業所長 2019年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生発電所準備室室長 2020年1月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長 2020年6月 当社 取締役 電力企画部長 2020年7月 当社 取締役 電力事業部長 2022年6月 当社 取締役 電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長 2022年12月 当社 取締役 電力事業部長（現任）	(注)3	4,800
取締役	須藤 博	1974年8月26日生	2013年9月 協和木材株式会社 山林部副部长 2016年11月 同社 東京営業所副所長 2017年9月 株式会社エフバイオス 入社 2017年10月 同社 山林部林業課 課長代理 2019年10月 同社 山林事業部長 2020年7月 同社 執行役員 山林事業部長 2021年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 山林事業部長 2023年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 取締役 山林事業部長（現任）	(注)3	300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	松尾 康行	1975年10月9日生	1994年4月 第一電路工業株式会社 入社 2006年6月 株式会社エフバイオス 入社 2011年10月 同社 日田事業所 設備グループ課長 2016年4月 同社 豊後大野事業所 設備グループ課長 2019年9月 同社 日田事業所長代行 2020年10月 同社 日田事業所長 2022年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 日田事業所長 2023年2月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 新宮事業所長 2023年9月 当社 取締役 株式会社エフバイオス 取締役 新宮事業所長(現任)	(注)3	1,500
取締役	佐古 麻衣子	1980年11月21日生	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所 2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー 2015年3月 桜田通り総合法律事務所ジュニアパートナー 2018年9月 当社 取締役(現任) 2020年2月 桜田通り総合法律事務所 パートナー(現任) 2024年6月 株式会社テクノ菱和 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	松村 映子	1983年5月29日生	2007年9月 フューチャーアーキテクト株式会社 入社 2011年5月 株式会社ヘイデイ 代表取締役社長 2014年4月 バスケット株式会社 代表取締役社長 2015年8月 株式会社ストライブインターナショナル 取締役CTO/CDO兼EC統括本部長 2017年11月 株式会社スマービー 取締役 2018年7月 事業家創造株式会社 取締役(現任) 2018年11月 株式会社Photream 社外取締役 2020年10月 株式会社BRH COO 2020年10月 千葉道場株式会社 フェロー(現任) 2024年9月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	青木 想	1984年9月21日生	2007年4月 株式会社リクルート 入社 2016年6月 ジブラルタ生命保険株式会社 入社 2018年2月 株式会社Loveable 代表取締役社長(現任) 2019年10月 株式会社Surpass 入社 取締役 2024年5月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役(現任) 2024年9月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	矢田 真一	1960年9月7日生	2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株三菱UFJ銀行)法人業務部 調査役 2008年12月 株式会社コナカ 常勤監査役 2012年12月 学校法人帝京大学 法人本部広報課長 2016年9月 当社 取締役 2017年10月 学校法人帝京大学 法人本部人事課長 2018年9月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	望月 英仁	1960年10月2日生	1986年10月 太田昭和監査法人 入所 1990年7月 株式会社武藤マーケティング研究室 監査役(現任) 1990年9月 望月税理士事務所 所長(現任) 1991年7月 望月公認会計士事務所 所長(現任) 1998年5月 株式会社ガレージフィルム監査役(現任) 2016年2月 一般社団法人WITHALS 理事(現任) 2018年11月 医療法人鹿島会 理事(現任) 2019年9月 当社 監査役(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	牧浦 秀治	1955年 4月 3日生	1980年 4月 三菱重工株式会社 入社 2013年10月 MHIプラントエンジニアリング株式会社 (現 三菱重工パワーインダストリー株式 会社) 取締役副社長執行役員 2015年 4月 三菱日立パワーシステムズエンジニアリン グ株式会社(現 三菱重工パワーインダス トリー株式会社) 取締役社長 2016年 4月 三菱日立パワーシステムズインダストリー 株式会社(現 三菱重工パワーインダス トリー株式会社) 取締役社長 2022年 1月 三菱重工パワーインダストリー株式会 社 顧問 2024年 4月 当社 監査役就任(現任)	(注) 6	-
計					81,600

- (注) 1. 取締役 佐古麻衣子、松村映子及び青木想は、社外取締役です。
2. 監査役 望月英仁及び牧浦秀治は、社外監査役です。
3. 2024年 9月27日開催の定時株主総会の終結時から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 2022年 9月27日開催の定時株主総会の終結時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
5. 2023年 9月26日開催の定時株主総会の終結時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
6. 退任した監査役の補欠として就任したため、任期は2024年 4月 1日から前任者の任期満了の時である2027年 6月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

社外役員の状況

当社の社外取締役は 3名、社外監査役は 2名です。

すべての社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、業務執行取締役の職務の執行の適正性や取締役会の意思決定のプロセス等に関して、独立の立場で一般株主の利益に配慮した公平で公正な判断がなされるための牽制機能を期待しております。社外取締役佐古麻衣子、松村映子及び青木想の 3名及び社外監査役望月英仁、牧浦秀治を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を明確な形で定めておりませんが、財務、会計、法律、経営等の専門的な知識や経験を備え一般株主と利益相反の生ずるおそれのないことを基本的な考えとしております。

なお、当社と社外取締役佐古麻衣子、松村映子及び青木想、監査役矢田真一、社外監査役望月英仁、牧浦秀治は、会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1項に定める最低責任限度額としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し業務執行の監督、重要事項の審議のほか、取締役会に報告される内部統制評価、内部監査報告に独立の立場から意見を述べるとともに、その正当性、公平性、実効性等を吟味し必要に応じて問題を提起し改善を図っております。監査役会は、常勤監査役を中心に内部監査、会計監査人と連携し個々の監査業務から得られる情報を共有し相互に補完できる体制を取っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役会は常勤監査役1名及び非常勤社外監査役2名で構成されております。なお、社外監査役のうち望月英仁氏につきましては、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準に則り、監査方針、監査計画及び職務分担等に従い、取締役会の出席、業務監査及び会計監査等を通じて、取締役の職務執行並びに当社グループ会社の業務や財政状況を監査しています。

当事業年度における監査役会の開催状況は以下の通りです。監査役会は、常勤監査役を議長として毎月1回開催し、必要に応じて随時、臨時に開催しています。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	矢田 真一	13	13
非常勤(社外)監査役	清水 敏生	10	8
	望月 英仁	13	13
	牧浦 秀治	3	3

(注) 1. 社外監査役 清水敏生氏は、2024年3月31日をもって辞任により退任いたしましたので同氏の監査役会出席状況は、退任時までに行われた監査役会の出席状況を記載しております。

2. 社外監査役 牧浦秀治氏は、2024年4月1日に新たに就任しましたので、同氏の監査役会出席状況は、就任後に行われた監査役会への出席状況を記載しております。

監査役会における具体的な検討内容としては、サステナビリティに関する活動も対象に監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、株主総会付議事項等について審議しました。

常勤監査役は、取締役会に加え経営会議、営業部門、開発部門及び管理部門の重要な業務会議に出席し、社員面談、重要書類閲覧並びに子会社往査等を通じて業務の状況の把握に努め、内部監査部門や内部統制部門と情報交換の会議を行い、会計監査人より四半期及び期末決算監査報告を受け、監査品質や財務報告内部統制に係る意見交換を実施しています。非常勤監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役からの報告を受け、代表取締役を含む取締役や社外取締役との意見交換を実施し、会計監査人より期末決算報告を聴取し質疑する等して、取締役の職務の執行状況を監査し経営監視機能を果たしています。

内部監査の状況

内部監査は、業務部門から独立した代表取締役社長に直属する部署として直接報告を行う内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査スタッフ2名を中心に内部監査規程に則って毎年度計画に基づく内部監査を実施し、内部監査スタッフとは別の法務部門1名と連携してコンプライアンスの状況を監査し、代表取締役社長及び取締役会へ結果報告、被監査部門への勧告を行っております。改善状況についてはフォローアップ監査により、その進捗状況を確認しております。

なお、監査役と定期的にミーティングを開催し、監査計画、監査実施状況、改善方法等について意見交換を行うほか、内部監査報告書の閲覧等により状況の把握に努めております。内部監査部門としては、リスクマネジメント及び内部統制システムの改善に向けて業務活動を評価するうえで、監査役への事前相談及び事後報告を実施し情報の共有化を図っております。なお、内部監査項目によっては必要の都度、常勤監査役が監査に立合っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

18年間

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

桐山 武志

早崎 信

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他5名で監査業務にあたっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人としての独立性、専門性及び職務遂行能力ならびに品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解に基づく監査体制を有すること等を総合的に勘案して監査法人を選定しております。また、監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を確認し、組織的監査体制及び審査体制が整備されていることから同監査法人が適任であると判断しております。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の専門性、独立性、監査体制、監査に係る品質管理の問題の有無、監査報酬のほか、監査役及び経営者等との関係等諸般の要素を勘案し、監査結果は相当であり再任する旨の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	28	-	29	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28	-	29	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部門及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴収を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についての概要は以下のとおりです。

当社の取締役の個人別の報酬等は、株主総会において決議された金額の範囲内で代表取締役社長が個別面談の上、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮して当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額を算定し、取締役会において審議・決定しております。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監督を実施しております。報酬等を与える時期又は条件については、取締役会で決議するものとしております。

なお、監査役の報酬については、株主総会で決議された金額の範囲内で監査役会で各個別の報酬額を協議の上決定しています。

取締役の金銭報酬の額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）と決議いただいております。（但し、使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、株式報酬について2021年9月28日開催の定時株主総会において年額48百万円以内、取得株式数80,000株以内で、当社株式を取引所市場から取得し取締役（社外取締役を除く。）に対し退任時に交付する制度の導入を決議いただいております。

いずれの報酬に関しても、上述の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであります。なお、株式報酬の当連結会計年度における支給はありません。

監査役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	162	136	-	-	26	6
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	-	4

(注) 1. 取締役、監査役の報酬のいずれも月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しておりません。

2. 非金銭報酬等の額は株式給付引当金繰入額であり、その対象となっている取締役の数は6名です。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載をしておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、適時に会計基準等の変更等について対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また同機構が主催するセミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,437	1,574
売掛金	1,706	1,832
貯蔵品	1,065	767
未収消費税等	79	149
繰延消費税	0	8
その他	374	410
流動資産合計	7,598	8,743
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,213,661	1,213,683
減価償却累計額	2,351	2,865
建物及び構築物(純額)	11,309	10,817
機械装置及び運搬具	1,228,548	1,229,022
減価償却累計額	8,022	9,679
機械装置及び運搬具(純額)	20,525	19,342
工具、器具及び備品	2,308	2,323
減価償却累計額	221	249
工具、器具及び備品(純額)	87	74
土地	1,3865	1,3975
リース資産	1,329	-
減価償却累計額	323	-
リース資産(純額)	5	-
立木	1,109	1,153
建設仮勘定	16	87
有形固定資産合計	36,919	35,451
無形固定資産		
電気供給施設利用権	2,901	2,813
その他	9	7
無形固定資産合計	911	821
投資その他の資産		
繰延税金資産	91	66
その他	3,197	3,180
投資その他の資産合計	289	246
固定資産合計	38,120	36,519
資産合計	45,718	45,262

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,287	1,379
1年内返済予定の長期借入金	12,186	12,100
未払金	380	447
リース債務	17	-
未払法人税等	358	113
賞与引当金	43	42
メンテナンス費用引当金	560	500
その他	212	217
流動負債合計	5,036	4,802
固定負債		
長期借入金	122,168	121,782
株式給付引当金	59	85
繰延税金負債	263	358
固定負債合計	22,491	22,226
負債合計	27,528	27,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,292	2,292
資本剰余金	1,292	1,292
利益剰余金	14,709	14,817
自己株式	104	168
株主資本合計	18,190	18,234
純資産合計	18,190	18,234
負債純資産合計	45,718	45,262

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1 16,949	1 17,473
売上原価	14,658	15,992
売上総利益	2,290	1,480
販売費及び一般管理費	2 893	2 880
営業利益	1,397	600
営業外収益		
受取利息	18	19
作業くず売却益	4	5
固定資産売却益	7	2
補助金収入	32	52
助成金収入	6	0
違約金収入	160	-
還付加算金	1	1
その他	16	17
営業外収益合計	247	98
営業外費用		
支払利息	283	278
支払手数料	6	28
固定資産売却損	-	4
固定資産除却損	39	0
その他	29	39
営業外費用合計	357	352
経常利益	1,286	346
税金等調整前当期純利益	1,286	346
法人税、住民税及び事業税	418	25
過年度法人税等	-	80
法人税等調整額	43	120
法人税等合計	462	65
当期純利益	824	281
親会社株主に帰属する当期純利益	824	281

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益	824	281
包括利益	824	281
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	824	281
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,292	1,292	14,058	104	17,539	17,539
当期変動額						
剰余金の配当			173		173	173
親会社株主に帰属する当期純利益			824		824	824
自己株式の取得				0	0	0
自己株式の処分						
自己株式の消却			0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	650	-	650	650
当期末残高	2,292	1,292	14,709	104	18,190	18,190

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,292	1,292	14,709	104	18,190	18,190
当期変動額						
剰余金の配当			173		173	173
親会社株主に帰属する当期純利益			281		281	281
自己株式の取得				68	68	68
自己株式の処分				4	4	4
自己株式の消却			0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	-	108	63	44	44
当期末残高	2,292	1,292	14,817	168	18,234	18,234

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,286	346
減価償却費	2,250	2,286
株式給付引当金の増減額(は減少)	30	26
固定資産売却損益(は益)	7	2
固定資産除却損	39	0
違約金収入	160	-
メンテナンス費用引当金の増減額(は減少)	142	60
受取利息及び受取配当金	18	19
支払利息	283	278
支払手数料	6	28
売上債権の増減額(は増加)	401	125
棚卸資産の増減額(は増加)	178	298
その他の資産の増減額(は増加)	681	77
仕入債務の増減額(は減少)	256	92
未収消費税等の増減額(は増加)	9	69
未払消費税等の増減額(は減少)	10	8
その他の負債の増減額(は減少)	34	131
小計	4,110	2,884
利息及び配当金の受取額	18	19
利息の支払額	282	277
法人税等の支払額	336	249
法人税等の還付額	2	202
違約金の受取額	160	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,673	2,578
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,532	647
有形固定資産の売却による収入	10	6
無形固定資産の取得による支出	0	0
長期貸付けによる支出	20	-
補助金の受取額	-	10
差入保証金の差入による支出	3	0
差入保証金の回収による収入	3	1
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,542	630

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300	1,800
長期借入金の返済による支出	2,388	2,271
リース債務の返済による支出	24	7
自己株式の取得による支出	0	68
自己株式の売却による収入	-	4
配当金の支払額	173	173
担保に供した預金の増減額(は増加)	0	0
その他	6	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,292	745
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	161	1,202
現金及び現金同等物の期首残高	4,169	4,008
現金及び現金同等物の期末残高	4,008	5,210

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社エフオン日田
株式会社エフオン白河
株式会社エフオン豊後大野
株式会社エフオン壬生
株式会社エフオン新宮
株式会社エフパイオス
ソレイユ日田株式会社

(2) 非連結子会社 4社

非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分
株式会社エフオン福島
株式会社エフオン第六
株式会社エフオン第七

連結の範囲から除いた理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 -社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 4社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社エフオン大分
株式会社エフオン福島
株式会社エフオン第六
株式会社エフオン第七

持分法を適用しない理由

連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ 棚卸資産

貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	15～31年
機械装置	15年

その他の事業用の有形固定資産

グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	7～60年
機械装置	5～20年

その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

ロ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

ハ 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、株式交付規程に基づく取締役等に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における取締役等に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。

ロ グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。また、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

借入金利息等の固定資産取得原価算入

建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入金付随費用を取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) メンテナンス費用引当金

連結財務諸表に計上した金額

メンテナンス費用引当金 前連結会計年度 560百万円

当連結会計年度 500百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

グリーンエナジー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス費用引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費等の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費等の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の評価

連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
株式会社エフオン新宮の固定資産残高	13,241	12,583
有形固定資産	12,638	12,059
無形固定資産	603	523

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識することとしております。

当社グループを構成する発電子会社である株式会社エフオン新宮は、前連結会計期間中に商業運転を開始しているものの、商業運転開始後から当連結会計年度末までに営業活動から生じる損益はマイナスであったため、同社の事業計画を基礎として計算した使用価値(割引前将来キャッシュ・フロー)と固定資産の帳簿価額を比較しましたが、使用価値が帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。当該判定に使用した事業計画には、主要な仮定として新宮発電所の稼働日数及び原材料価格の見通しなどが含まれております。

減損損失の認識の判定において使用した事業計画の前提となった見積り要素などに変化があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(取締役に対する株式交付信託の導入)

当社及び一部の当社子会社は、取締役(子会社取締役等を含む)の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度「株式交付信託」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて交付される制度です。なお、対象役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は104百万円、株式数は148,500株、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は100百万円、株式数は142,800株です。

(従業員に対する株式交付信託の導入)

当社及び一部の当社子会社(以下、「制度対象各社」といいます。)は、従業員に対し、当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、従業員に対する株式報酬制度「株式交付信託」(以下「本制度」という。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付されるインセンティブ・プランです。当該ポイントは、制度対象各社が定める株式交付規程に従って、従業員の貢献や成果に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は67百万円、株式数は135,100株です。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及び金利スワップ取引の担保
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
現金及び預金	360百万円	360百万円
建物及び構築物	10,180百万円 (5,722百万円)	9,734百万円 (9,656百万円)
機械装置及び運搬具	19,272百万円 (11,723百万円)	18,111百万円 (18,110百万円)
土地	2,082百万円 (-百万円)	2,082百万円 (-百万円)
関係会社株式	1,982百万円	1,982百万円

(注) 関係会社株式につきましては連結上相殺消去されております。

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	1,665百万円 (1,086百万円)	1,728百万円 (1,722百万円)
長期借入金	21,404百万円 (12,872百万円)	21,135百万円 (21,135百万円)

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
売掛金	3百万円	-百万円
リース資産	5百万円	-百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
リース債務(流動負債)	7百万円	-百万円

2. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
建物及び構築物	784百万円	784百万円
機械装置及び運搬具	1,098百万円	1,109百万円
工具、器具及び備品	4百万円	4百万円
電気供給施設利用権	0百万円	0百万円

3. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
投資有価証券(株式)	4百万円	4百万円

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給料手当	125百万円	131百万円
役員報酬	161百万円	163百万円
地代家賃	193百万円	194百万円
賞与引当金繰入額	14百万円	12百万円
株式給付引当金繰入額	30百万円	30百万円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株) (注)1	21,635,819	-	380	21,635,439
自己株式				
普通株式(株) (注)2,3,4	148,500	380	380	148,500

(注)1. 普通株式の発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものです。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式148,500株が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り380株によるものです。

4. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の消却によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月16日 取締役会	普通株式	173	8.00	2022年6月30日	2022年9月7日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2023年6月30日	2023年9月6日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株） （注）1	21,635,439	-	250	21,635,189
自己株式				
普通株式（株） （注）2, 3, 4	148,500	135,350	5,950	277,900

（注）1. 普通株式の発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものです。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式には、株式交付信託が保有する当社株式277,900株が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り250株によるものと株式交付信託が保有する当社株式135,100株によるものです。

4. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の消却250株によるものと株式交付信託が保有する当社株式5,700株の売却によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年8月16日 取締役会	普通株式	173	8.00	2023年6月30日	2023年9月6日

（注）「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年8月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173	8.00	2024年6月30日	2024年9月9日

（注）「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	4,370百万円	5,574百万円
担保に供している預金	362百万円	364百万円
現金及び現金同等物	4,008百万円	5,210百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権については、売掛金がありそれぞれ顧客の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日であります。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金は、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金については一部金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（2023年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
1. 長期借入金	24,354	24,031	323
2. リース債務	7	7	-

() 現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
1. 長期借入金	23,883	22,241	1,641
2. リース債務	-	-	-

() 現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	4	4

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,368	-	-	-
売掛金	1,706	-	-	-
合計	6,074	-	-	-

当連結会計年度（2024年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,570	-	-	-
売掛金	1,832	-	-	-
合計	7,402	-	-	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,186	1,952	1,899	1,648	1,466	15,201
リース債務	7	-	-	-	-	-
合計	2,193	1,952	1,899	1,648	1,466	15,201

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,100	2,045	1,793	1,611	1,537	14,793
リース債務	-	-	-	-	-	-
合計	2,100	2,045	1,793	1,611	1,537	14,793

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	24,031	-	24,031
リース債務	-	7	-	7
負債計	-	24,038	-	24,038

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	23,883	-	23,883
リース債務	-	-	-	-
負債計	-	23,883	-	23,883

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務は、当該設備資金の未払割賦残高であり顧客の信用リスクによるノンリコース契約となっているため、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）はないことから時価は帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

それ以外の割賦債務に係るリース債務は、割賦債務の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	15,263	14,284	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち1 年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	14,284	13,348	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち1社(株エフバイオス)において、確定拠出型の退職年金制度を設けておりません。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額

前連結会計年度 15百万円 当連結会計年度 21百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	38百万円	29百万円
メンテナンス費用引当金	161百万円	142百万円
賞与引当金	14百万円	14百万円
株式給付引当金	18百万円	26百万円
減価償却超過額	0百万円	0百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	295百万円	346百万円
投資有価証券評価損	213百万円	213百万円
その他	220百万円	127百万円
繰延税金資産 小計	963百万円	901百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	276百万円	304百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	379百万円	320百万円
評価性引当額小計	655百万円	624百万円
繰延税金資産 合計	308百万円	276百万円
繰延税金負債		
未収還付事業税等	6百万円	-百万円
減価償却不足額	473百万円	568百万円
繰延税金負債合計	479百万円	568百万円
繰延税金資産の純額	171百万円	291百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	39	14	31	45	69	93	295
評価性引当額	29	14	31	45	69	86	276
繰延税金資産	10	0	0	0	0	7	(b)18

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループ各社の将来の課税所得を合理的に見積り、評価性引当額を差し引いた残額は、税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	14	31	45	69	56	128	346
評価性引当額	7	31	39	69	56	99	304
繰延税金資産	7	-	5	-	-	28	(b)42

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金の回収可能性について、当社グループ各社の将来の課税所得を合理的に見積り、評価性引当額を差し引いた残額は、税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.7%
住民税均等割	0.4%	1.3%
子会社税率差異	2.1%	12.0%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3.3%	6.6%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8.6%	6.0%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	1.8%	10.2%
過年度法人税等	-%	23.3%
その他	0.3%	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%	18.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グ

ループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,304百万円	1,706百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,706百万円	1,832百万円
契約資産(期首残高)	- 百万円	- 百万円
契約資産(期末残高)	- 百万円	- 百万円
契約負債(期首残高)	- 百万円	- 百万円
契約負債(期末残高)	- 百万円	- 百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初の予想契約が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社の事業区分は、当社の内部管理上採用している区分をベースに、顧客企業のエネルギー使用実態の調査・診断及び省エネルギー設備の施工・運用等を行う「省エネルギー支援サービス事業」と、木質バイオマス等の新エネルギーによる発電を行う「グリーンエナジー事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他(注1)	合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	202	15,696	15,899	1,008	16,907
一時点で移転される財	12	617	629	-	629
一定の期間にわたり移転される財	190	15,079	15,269	1,008	16,277
その他(注2)	-	9	9	32	41
外部顧客への売上高	202	15,705	15,908	1,040	16,949
セグメント間の内部売上高又は振替高	226	829	1,056	60	1,116
計	429	16,535	16,964	1,100	18,065
セグメント利益又はセグメント損失()	26	1,606	1,579	39	1,540
セグメント資産	51	43,921	43,973	147	44,120
その他の項目					
減価償却費	19	2,216	2,236	2	2,239
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	1,301	1,301	-	1,301

(注) 1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、電力の供給に関するものであります。

2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金32百万円を「その他」に区分しております。

当連結会計年度（自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注1）	合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	213	15,079	15,292	2,074	17,366
一時点で移転される財	22	702	725	0	725
一定の期間にわたり移転される財	191	14,376	14,567	2,074	16,641
その他（注2）	-	22	22	83	106
外部顧客への売上高	213	15,101	15,315	2,158	17,473
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,680	1,680	67	1,748
計	213	16,782	16,995	2,225	19,221
セグメント利益	51	627	678	6	685
セグメント資産	36	42,349	42,385	239	42,625
その他の項目					
減価償却費	5	2,266	2,272	3	2,275
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	752	752	-	752

（注）1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、電力の供給に関するものであります。

2. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金83百万円を「その他」に区分しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	16,964	16,995
「その他」の区分の売上高	1,100	2,225
セグメント間取引消去	1,116	1,748
連結財務諸表の売上高	16,949	17,473

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,579	678
「その他」の区分の利益	39	6
未実現利益消去	0	-
全社費用（注）	143	85
連結財務諸表の営業利益	1,397	600

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	43,973	42,385
「その他」の区分の資産	147	239
全社資産（注）	1,597	2,637
連結財務諸表の資産合計	45,718	45,262

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の余資運用資金（現預金）及び管理部門の資産等です。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額（注）		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,236	2,272	2	3	11	10	2,250	2,286
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,301	752	-	-	9	71	1,311	824

（注） 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社の設備投資等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
九州電力送配電株式会社	6,283	グリーンエナジー事業
東京電力パワーグリッド株式会社	3,730	グリーンエナジー事業
関西電力送配電株式会社	3,505	グリーンエナジー事業

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
九州電力送配電株式会社	6,147	グリーンエナジー事業
東京電力パワーグリッド株式会社	3,886	グリーンエナジー事業
関西電力送配電株式会社	3,687	グリーンエナジー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と非連結子会社及び関連会社との取引

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と主要株主及び関連会社との取引

連結財務諸表提出会社の主要株主

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	846.57円	853.77円
1株当たり当期純利益金額	38.36円	13.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	824	281
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	824	281
普通株式の期中平均株式数(株)	21,487,164	21,406,040
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要	-	-

3. 当社は「株式交付信託」を導入しており、普通株式の期中平均株式数の算定する上で、自己株式数に「株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を含めておりま
す。

なお、前連結会計年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数は
148,500株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式数
は148,500株、当連結会計年度の期末自己株式数に含まれる当該信託が保有する自己株式の期末自己株式数
は277,900株であり、期中平均株式数の計算において控除した当該信託が保有する自己株式の期中平均株式
数は229,309株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,186	2,100	1.1441	-
1年以内に返済予定のリース債務	7	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	22,168	21,782	1.1441	2025年～2041年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	24,362	23,883	-	-

(注) 1. 平均利率については、期中平均借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,045	1,793	1,611	1,537
リース債務	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,551	8,882	13,086	17,473
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	101	322	287	346
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	99	295	237	281
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.64	13.78	11.10	13.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	4.64	9.15	2.71	2.03

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,292	2,349
売掛金	1,333,139	3,238
前払費用	34	35
関係会社短期貸付金	1,780	2,180
未収入金	344	344
繰延消費税	0	7
その他	54	12
流動資産合計	6,345	4,867
固定資産		
有形固定資産		
建物	72	66
機械及び装置	1	1
工具、器具及び備品	17	11
土地	56	56
車両運搬具	0	-
リース資産	15	-
建設仮勘定	5	75
有形固定資産合計	159	210
無形固定資産		
ソフトウェア	7	5
その他	1	1
無形固定資産合計	8	6
投資その他の資産		
関係会社株式	1,2161	1,2161
関係会社長期貸付金	3,730	3,680
関係会社長期未収入金	-	1,880
繰延税金資産	56	32
その他	186	169
投資その他の資産合計	6,133	7,922
固定資産合計	6,302	8,139
資産合計	12,647	13,006

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3 306	3 532
工事未払金	2	-
1年内返済予定の長期借入金	293	107
未払金	34	88
リース債務	1 7	-
前受金	0	0
未払費用	45	38
未払法人税等	53	13
預り金	5	5
賞与引当金	14	12
メンテナンス費用引当金	62	4
その他	2	66
流動負債合計	827	868
固定負債		
長期借入金	164	57
関係会社長期借入金	1,000	1,000
株式給付引当金	52	78
固定負債合計	1,216	1,135
負債合計	2,043	2,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,292	2,292
資本剰余金		
資本準備金	1,292	1,292
資本剰余金合計	1,292	1,292
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,123	7,586
利益剰余金合計	7,123	7,586
自己株式	104	168
株主資本合計	10,603	11,002
純資産合計	10,603	11,002
負債純資産合計	12,647	13,006

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	2,183	2,752
売上原価	1,427	2,214
売上総利益	410	538
販売費及び一般管理費	1,406	1,341
営業利益	3	196
営業外収益		
受取利息	2,16	2,20
受取配当金	2,396	2,396
その他	6	4
営業外収益合計	419	420
営業外費用		
支払利息	2,17	2,14
その他	5	19
営業外費用合計	23	34
経常利益	400	582
税引前当期純利益	400	582
法人税、住民税及び事業税	118	3
過年度法人税等	-	80
法人税等調整額	23	24
法人税等合計	94	53
当期純利益	305	636

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,292	1,292	1,292	6,990	6,990	104	10,470	10,470
当期変動額								
剰余金の配当				173	173		173	173
当期純利益				305	305		305	305
自己株式の取得						0	0	0
自己株式の処分								
自己株式の消却				0	0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	132	132	-	132	132
当期末残高	2,292	1,292	1,292	7,123	7,123	104	10,603	10,603

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,292	1,292	1,292	7,123	7,123	104	10,603	10,603
当期変動額								
剰余金の配当				173	173		173	173
当期純利益				636	636		636	636
自己株式の取得						68	68	68
自己株式の処分						4	4	4
自己株式の消却				0	0	0	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	-	-	-	463	463	63	399	399
当期末残高	2,292	1,292	1,292	7,586	7,586	168	11,002	11,002

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15～31年

機械装置 15年

・その他の有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

4～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

(2) メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役等に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度における取締役等に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。

エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。また、工事請負契約に基づき発電設備の設計及び施工等を顧客に提供しております。

なお、当社の取引に関する主な支払条件は、契約により顧客と合意した支払条件であり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

工事契約に関して、主に長期の工事契約においては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップは、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投融資の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
売掛金	2,984 百万円	-
関係会社短期貸付金	1,780 百万円	2,180 百万円
関係会社株式	2,161 百万円	2,161 百万円
関係会社長期貸付金	3,730 百万円	3,680 百万円
関係会社長期未収入金	-	1,880 百万円
合計	10,655 百万円	9,901 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断及び関係会社の融資等の回収可能見込額等の判断にあたっては、事業計画を基礎として個別に見積りを行っております。この事業計画には、主要な仮定として稼働日数や原材料価格の見通しなどが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損、貸倒引当金繰入額を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(取締役及び従業員に対する株式交付信託)

取締役及び従業員に対する株式交付信託に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

関係会社の1年内返済予定の長期借入金、長期借入金の担保
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
関係会社株式	1,982百万円	1,982百万円

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、関係会社のデリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
関係会社の1年内返済予定の 長期借入金	1,637百万円	1,722百万円
関係会社の長期借入金	21,400百万円	21,135百万円

割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等
担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
売掛金	3百万円	-百万円
リース資産	5百万円	-百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
リース債務(流動負債)	7百万円	-百万円

2. 偶発債務

債務保証

下記のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
(株)エフオン日田	650百万円 借入債務	450百万円 借入債務
(株)エフオン豊後大野	4,859百万円 借入債務	4,439百万円 借入債務
(株)エフオン白河	21百万円 借入債務	- 百万円 借入債務
(株)エフオン壬生	8,449百万円 借入債務	7,983百万円 借入債務
(株)エフオン新宮	9,078百万円 借入債務	9,985百万円 借入債務
計	23,059百万円	22,858百万円

デリバティブ取引に対する保証債務

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
(株)エフオン豊後大野	3,359百万円 金利スワップ	2,939百万円 金利スワップ
(株)エフオン壬生	8,449百万円 金利スワップ	7,838百万円 金利スワップ
(株)エフオン新宮	3,454百万円 金利スワップ	3,362百万円 金利スワップ
計	15,263百万円	14,284百万円

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものであります。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
短期金銭債権	3,065百万円	79百万円
短期金銭債務	89百万円	99百万円

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費に属する費用の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	161百万円	163百万円
給与手当	51百万円	32百万円
賞与引当金繰入額	4百万円	2百万円
株式給付引当金繰入額	7百万円	5百万円
地代家賃	58百万円	43百万円
減価償却費	18百万円	16百万円
おおよその割合		
販売費	46.7%	44.8%
一般管理費	53.3%	55.2%

2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業取引(収入)	593百万円	379百万円
営業取引以外の取引(収入)	412百万円	416百万円
営業取引以外の取引(費用)	13百万円	13百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2023年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,161百万円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2024年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,161百万円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	7百万円	3百万円
メンテナンス費用引当金	19百万円	1百万円
賞与引当金	4百万円	3百万円
株式給付引当金	15百万円	23百万円
減価償却超過額	0百万円	0百万円
税務上の繰越欠損金	288百万円	248百万円
関係会社株式評価・譲渡損益	213百万円	213百万円
その他	147百万円	69百万円
繰延税金資産 小計	696百万円	564百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	276百万円	234百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	364百万円	297百万円
評価性引当額小計	640百万円	532百万円
繰延税金資産 合計	56百万円	32百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.4%
住民税均等割	0.6%	0.3%
受取配当金の益金不算入	30.3%	20.8%
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	8.5%	7.1%
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	23.9%	2.3%
税務上の繰越欠損金の期限切れ	5.7%	6.1%
通算税効果額	0.3%	6.8%
過年度法人税等	-	13.9%
その他	1.3%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5%	9.2%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めておりました「通算税効果額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「その他」に表示していた1.0%は、「通算税効果額」0.3%、「その他」1.3%として組替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	72	-	-	6	66	22
	機械及び装置	1	-	-	0	1	0
	工具、器具及び備品	17	0	0	6	11	70
	車両運搬具	0	-	0	-	-	-
	リース資産	5	-	0	5	-	-
	建設仮勘定	5	69	-	-	75	-
	土地	56	-	-	-	56	-
	計	159	70	0	18	210	94
無形固定資産	ソフトウェア	7	0	-	2	5	-
	その他	1	-	-	0	1	-
	計	8	0	-	3	6	-

(注) 1. 当期増加額の内訳は次のとおりです。

工具、器具及び備品	本社什器増設による増加	0百万円
建設仮勘定	供給設備工事負担金による増加	69百万円
ソフトウェア	WEBサイトの製作による増加	0百万円

2. 当期減少額的主要内訳は次のとおりです。

工具、器具及び備品	本社什器除却による減少	0百万円
リース資産	省エネルギー支援サービス契約満了に伴う所有権移転による減少	0百万円
車両運搬具	売却による減少	0百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	14	24	26	12
メンテナンス費用引当金	62	83	142	4
株式給付引当金	52	26	-	78

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第27期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日） 2023年9月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第27期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日） 2023年9月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第28期第1四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月14日に関東財務局長に提出。

第28期第2四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月14日に関東財務局長に提出。

第28期第3四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日） 2024年5月14日に関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2023年9月26日に関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月27日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 早崎 信

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社エフオン新宮の固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）（２）固定資産の評価に記載の通り、当連結会計年度の連結貸借対照表に株式会社エフオン新宮の固定資産残高12,583百万円を計上している。</p> <p>固定資産の減損は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれかが高い方が帳簿価額を下回っていると判断した場合に、その差額を減損損失として認識する。</p> <p>対象会社は、前期の新宮発電所商業運転開始後から当期末までの営業活動から生じる損益がマイナスではあるが、対象会社の事業計画を基礎として計算した割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、会社は減損損失を認識していない。</p> <p>対象会社の割引前将来キャッシュ・フローにおいて会社が使用した事業計画に含まれる主な見積りは、対象会社の稼働日数や原材料価格の見通しである。</p> <p>対象会社の事業計画は稼働日数や原材料価格の見通しなどに関する主要な仮定を含んでおり、当該主要な仮定は不確実性を伴うため経営者による主観的な判断が伴うとともに、対象会社の固定資産残高には金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社エフオン新宮の固定資産の減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損の兆候の有無の判定及び減損テストに関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・経営者への質問及び関連する取締役会議事録等の閲覧を通じて対象会社の経営環境を理解し、新宮発電所の商業運転開始後から当期末までの営業活動から生じる損益がマイナスとなった要因等確かめた。 ・対象会社の割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 対象会社の事業計画における売上高、売上原価等の算定根拠についての経営者への質問や各種関連資料の閲覧を行った。 - 対象会社の事業計画の見積りに含まれる新宮発電所の稼働日数や原材料価格見通しなどに関する主要な仮定の適切性を評価するため、稼働日数について過去実績との比較を実施し、原材料価格見通しについては過去実績との比較のほか根拠資料の閲覧、利用可能な外部情報との比較を実施した。 ・対象会社の事業計画の達成状況と計画値との差異の原因の検討を踏まえて、事業計画に一定の不確実性を織り込んだ割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を実施し、余裕度の分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エフオンの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エフオンが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

株式会社エフオン

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 早崎 信

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフオンの2023年7月1日から2024年6月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオンの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末の貸借対照表において、9,901百万円の関係会社投融資を計上している（内訳は、関係会社短期貸付金2,180百万円、関係会社株式2,161百万円、関係会社長期貸付金3,680百万円、関係会社長期未収入金1,880百万円）。</p> <p>会社は、関係会社株式については、実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断並びに関係会社融資等の回収可能性の判断にあたっては、事業計画を基礎として個別に見積が行われている。</p> <p>これらの事業計画には稼働日数や原材料価格の見通しなどに関する主要な仮定を含んでおり、当該将来予測は不確実性を伴うため経営者による主観的な判断が伴うとともに、関係会社投融資には金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社投融資の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社投融資の評価に関する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・関係会社株式の実質価額の著しい低下や、関係会社に対する売掛金及び関係会社貸付金の回収可能性の低下を示唆する状況の有無を確認するために、経営者への質問、会社の会議体の議事録の閲覧及び関係会社の予算資料の分析を実施した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式等及び財政状態等が悪化している関係会社への融資について、回復可能性の判断及び回収不能見込額の見積りに用いられた事業計画の精度及び経営者が採用した主要な仮定の合理性を評価するために、経営者への質問や会社の会議体の議事録の閲覧を実施した。 ・事業計画について、過年度の達成状況の検討、未達成事項がある場合には、その理由の把握と今後の事業計画に及ぼす影響の検討を実施した。 ・事業計画に含まれる主要な仮定である稼働日数や原材料価格見通しなどに関する主要な仮定の適切性を評価するため、稼働日数について過去実績との比較を実施し、原材料価格見通しについては過去実績との比較のほか根拠資料の閲覧、利用可能な外部情報との比較を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。